



経済産業省
関東経済産業局

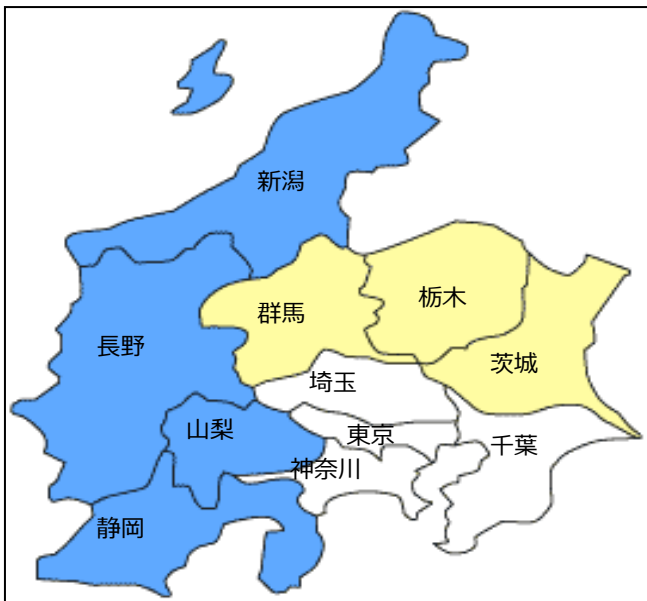
令和6年度補正予算・令和7年度当初予算案 中堅・中小企業向け支援施策について

2025年3月

経済産業省 関東経済産業局

関東経済産業局について

- 関東経済産業局は、経済産業省の地方ブロック機関であり、**広域関東圏（1都10県＝茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県）**を行政区域としています。
- 当局では、この地域で活躍されている**企業、消費者、大学、自治体、関係機関等**の皆様に対して、**中小企業対策、新規創業の促進、技術開発支援、環境・リサイクル対策、エネルギー対策、消費者相談等**、様々な経済産業政策に取り組んでいます。



【所在地】

〒330-9715

埼玉県さいたま市中央区新都心 1 - 1

<https://www.kanto.meti.go.jp/>

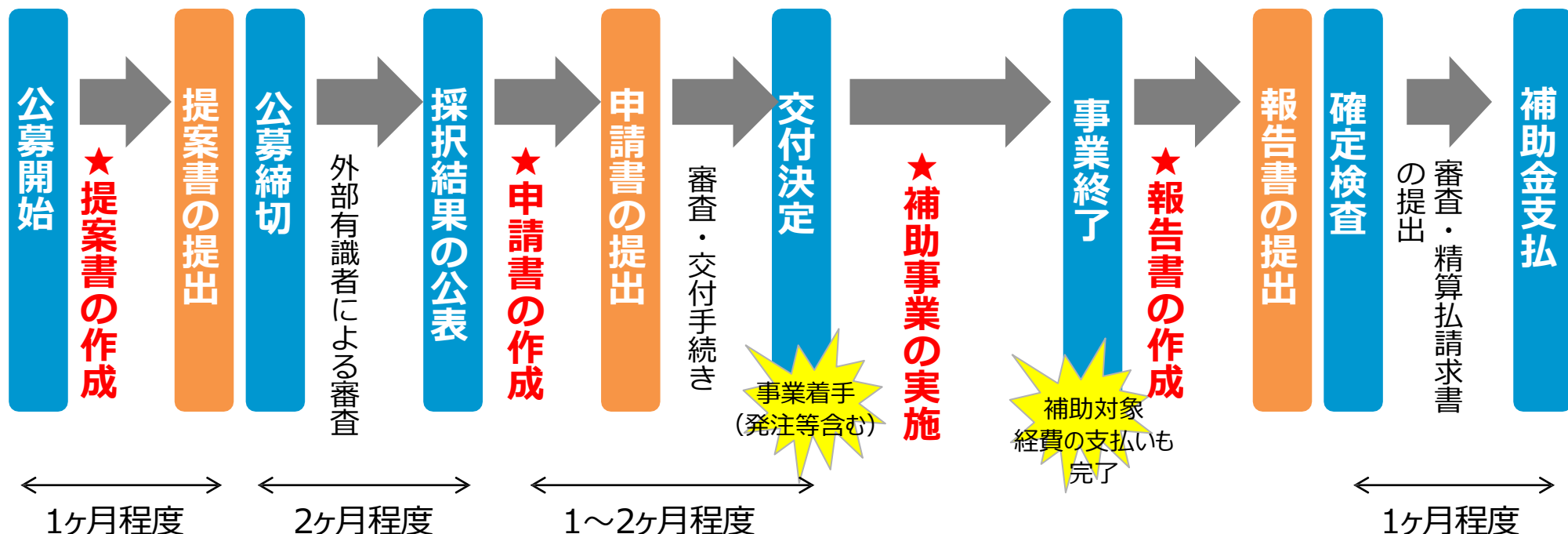
【最寄駅からのアクセス】

- JR京浜東北線、宇都宮・高崎線
「さいたま新都心」駅下車
徒歩約5分
- JR埼京線
「北与野」駅下車
徒歩10分

補助金を利用する際の**注意点**！

- 補助金採択の発表があっても、**交付決定日以降でなければ事業に着手できない**。
- 交付決定を受けるには、**改めて補助金の「申請書」を提出する必要がある**。
- **補助金は精算払い**。事業終了後に「報告書」を提出し、確定検査を受けた後。
- その他、補助金の経理処理や検査等については、**採択後もしくは交付決定時に配布される手引きを必ず確認**。

補助金に関する手続きの流れ（一般的な例）



【注】上記はあくまで一般例であり、個々の補助金や案件によって運用等が異なる場合があります。

その他の注意点

- 補助金は100%補助はほぼなく自己負担が必要で、基本は精算払い（後払い）のため、自社の財務状況や「お金のタイミング」（賞与支給や納税等、規模の大きな支出）を見極めなければ、一時的に財務状況の悪化を招く可能性がある。
- 補助金の申請・実施時期と、自社の「業務のタイミング」（決算・確定申告、採用活動、年末商戦など繁忙期）の兼ね合いに注意。業務に忙しく、申請内容の確認が不十分だったことで、事業実施後の審査で費用の一部が「補助対象外」となり、トラブルに発展するケースが頻発。
- 国の補助事業に関する最近の行政事業レビューでは、複数事業者からの全く同内容の申請が採択されていた例が指摘されるなど、審査のあり方が問題視されていることから、今後の審査では、申請者自らが申請計画の検討を主体的に行ったか、他に類似する案件がないか、事務局で確認を行うことも検討（ものづくり補助金での口頭審査の導入はその一端）。
- 申請書を作成するにあたり、業務繁忙期だったため、税理士等の専門家に申請書の作成を頼ったところ、不当に高額な成功報酬を求められ、トラブルになるケースが頻発。

(参考) 補助金申請システム「Jグランツ」とは

<https://www.jgrants-portal.go.jp/>

- 補助金申請システム（Jグランツ※¹）は、補助金の電子申請を行えるシステムです。
- 国や都道府県などの地方公共団体が執行する補助事業（※²）で利用できます。
- 補助金の申請者がJグランツを利用する際には、「GビズID」を利用します。そのため、法人、個人事業主、地方公共団体等を交付対象とする補助金で利用できます。

※1 補助金申請システムのサービス名称。J：Japan グランツ：補助金、助成金

※2 国や地方公共団体が、第三者に交付事務を委託している場合も利用可能

電子申請の事業者にとってのメリット

- ✓ 24時間365日、自宅や職場など、いつでも・どこでも申請が可能です。
- ✓ 移動時間や交通費、郵送費などのコスト削減が期待できます。
- ✓ 過去に申請した基本情報の再入力や、書類の押印が不要になります。

電子申請にはGビズIDの取得が必要です

- ✓ GビズIDとは、1つのアカウントで複数の行政サービスにアクセスできる認証システムです。
- ✓ GビズIDのうち「gBizプライム」でIDとパスワードを取得することで、補助金の電子申請が可能になります。
- ✓ gBizIDプライムアカウントID発行までの期間は、原則として2週間以内となっておりますので、お早めのご準備をお勧めします。

本日ご紹介する支援施策

1. 中小企業成長加速化支援事業（中小企業成長加速化補助金）
2. サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）
3. 小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）
4. 事業承継・M & A 支援事業（事業承継・M & A 補助金）
5. ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）
6. 中小企業省力化投資補助事業（中小企業省力化投資補助金）
7. 中小企業新事業進出促進事業（中小企業新事業進出補助金）
8. 事業再構築補助金
9. 中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金
10. 成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業）
11. 省エネ関連支援施策
12. 各種税制

中小企業・小規模事業者関係予算等のポイント (令和6年度補正・令和7年度当初予算案)

基本的な課題認識と対応の方向性

- 予算・税・制度改正等の政策手段を総動員し、中小企業・小規模事業者等の飛躍的成長、規模拡大、新事業進出・事業転換、生産性向上・省力化等の投資を促すとともに、中小企業・小規模事業者の持続的な賃上げにつなげ、地域経済の好循環と成長型経済への転換を実現する。
- 物価高、エネルギー高、構造的な人手不足等、厳しい経営環境に直面する中小企業・小規模事業者等に対する価格転嫁対策や資金繰り支援、省力化投資の支援等に万全を期し、持続的賃上げの実現に向けた環境整備を図る。
- また、小規模事業者支援、事業承継、社会課題解決等を通じて、地域経済の活性化を図る。

中小企業対策費	令和6年度	令和7年度+令和6年度補正
	1,082億円	1,080億円+5,601億円

【1】持続的賃上げ実現に向けた中小企業の成長・生産性向上・省力化投資支援

- 中小企業・小規模事業者等の飛躍的成長、規模拡大、新事業進出・事業転換、生産性向上・省力化等の投資を促すとともに、中小企業・小規模事業者の持続的な賃上げにつなげ、地域経済の好循環と成長型経済への転換を実現する。
- また、「新規輸出1万者支援プログラム」を通じた輸出実現や、新たな産業構造の転換に対応するための支援を行い、成長志向の中小企業の恒常的な創出・拡大につなげる。

中小企業生産性革命推進事業【3,400億円】

※成長加速化補助金、ものづくり補助金、IT導入補助金・小規模事業者持続化補助金・事業承継・M&A補助金

中小企業新事業進出促進事業（新事業進出補助金）【既存基金の内数】

中小企業省力化投資促進事業（省力化補助金）【既存基金の内数】

中堅・中小大規模成長投資補助金【1,400億円】+ 8.7億円

地域の雇用を支える中堅・中小企業が、人手不足等の課題に対応するために行う、工場等の拠点の新設等の大規模な設備投資を促進
※R5補正及びR6補正において、国庫債務負担行為（それぞれ総額3,000億円）を措置

100億企業育成ファンド出資事業【30億円】

中小機構の出資によりファンドを組成し、売上高100億円超を目指す中小企業等に対し、リスクマネー供給、ハンズオン支援を実施

成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業）【123億円】

大学等と連携して行うものづくり基盤技術及び高度なサービスに関する研究開発を支援、「イノベーション・プロデューサー」を通じたイノベーションの創出支援

中小機構による海外展開支援（中小企業海外展開総合支援事業等）【中小機構交付金の内数】

新規に海外市場の獲得を目指す中小企業・小規模事業者等による輸出（越境ECを含むブランディング・プロモーション等）を支援

中小機構による成長志向の中小企業支援【中小機構交付金の内数】

売上高100億円以上の成長を目指す中小企業を含め、成長志向の中小企業へのハンズオン支援、経営者ネットワーク構築支援等に取り組む

中小機構によるグリーントランスフォーメーション対応支援【中小機構交付金の内数】

中小機構への相談窓口の設置や支援機関の人材育成等によりカーボンプートラルに向けた取組を支援

【2】物価高、人手不足等の厳しい経営環境への対応

- 価格交渉促進月間・下請代金法の執行強化等を通じた取引適正化の推進、物価高などの厳しい事業環境に対応する中小企業・小規模事業者への資金繰り支援、構造的な人手不足への省力化投資支援などにより、構造的賃上げの実現に向けた環境整備を図る。

<価格転嫁対策>

中小企業取引対策事業【29億円】+ 8.3億円

価格交渉促進月間や、下請Gメン等による取引実態の把握、下請法の厳正な執行、下請けこみ寺での相談対応等を実施
「価格交渉促進月間」の実施や、下請代金法の執行強化、下請振興法に基づく「指導・助言」、企業名公表を通じた実効性向上、下請Gメンによるヒアリング、「パートナーシップ構築宣言」の実効性の向上、官公需等における労務費等の価格転嫁の徹底等

<資金繰り支援>

中小企業資金繰り支援事業【223億円】

日本政策金融公庫からの融資における金利を引下げための利子補給や信用保証制度等を通じた資金繰り支援を実施

- ・日本政策金融公庫補給金【153億円】
- ・中小企業信用補完制度関連補助事業【39億円】

中小企業等の資金繰り支援【既存予算の活用】

- ・公庫制度融資の賃上げ特例の継続、通常資本性劣後ローンの適用見直し、成長志向の中小企業への資金繰り支援の拡充
- ・民間金融機関の「プロ・融資」と組み合わせた協調支援型の保証制度の新設

など

など

<省力化支援>

中小企業省力化投資促進事業（省力化補助金）【既存基金の内数】

<事業環境変化に対応した経営相談体制、経営改善・早期再生・再チャレンジ支援の拡充>

事業環境変化対応型支援事業【112億円】

中小企業活性化・事業承継総合支援事業【144億円】+ 61億円

中小企業活性化協議会による事業再生支援や事業承継・引継ぎ支援センターによる円滑な事業承継・引継ぎ支援等を実施

【3】小規模事業者支援、災害からの早期復旧支援

- 多様な経営課題を抱える小規模事業者への支援や、災害からの早期復旧等の支援を推進する。

小規模事業者対策推進等事業【61億円】

商工会・商工会議所等を通じて行われる小規模事業者への巡回指導・窓口相談などを支援

小規模事業者経営改善資金融資事業【30億円】※中小企業資金繰り支援事業の内数

地方公共団体による小規模事業者支援推進事業【10億円】+ 10億円

地方公共団体と連携し、地域の実情を踏まえた小規模事業者の販路開拓・生産性向上に向けた取組や小規模事業者等の災害復旧を支援

商店街等活性化支援事業【中小機構交付金の内数】

変革意欲のある商店街等による社会課題解決や地域の価値向上に向け、専門家による面的伴走支援等を行う

後継者支援ネットワーク事業【4.0億円】

後継者同士の切磋琢磨できる場を創出し、既存の経営資源を活かした新規事業アイデアを創出イベント開催

事業承継・M&A補助金（再掲）※中小企業生産性革命推進事業の内数

事業承継に際しての設備投資や、M&Aの専門家活用、M&A後のPMI時の専門家活用・設備投資等を支援

【4】事業承継、再編等を通じた変革の推進

- 経営者の高齢化が進む中、地域の経済と雇用の基盤を支えるため、事業承継の円滑化を図るとともに、事業承継、再編等を契機に変革に挑戦する企業の生産性向上・成長を支援する。

中小企業活性化・事業承継総合支援事業【144億円】+ 61億円（再掲）

後継者支援ネットワーク事業【4.0億円】

後継者同士の切磋琢磨できる場を創出し、既存の経営資源を活かした新規事業アイデアを創出イベント開催

事業承継・M&A補助金（再掲）※中小企業生産性革命推進事業の内数

事業承継に際しての設備投資や、M&Aの専門家活用、M&A後のPMI時の専門家活用・設備投資等を支援

【5】中小企業・小規模事業者の活性化、地域課題解決に向けた取組支援の推進

- 多様な経営課題を抱える中小企業・小規模事業者への伴走・経営支援、地域課題解決に向けた取組の支援を推進する。

中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業【34億円】+ 20億円

※事業環境変化対応型支援事業の内数
各都道府県による支援拠点を整備するなど、中小企業・小規模事業者が抱える様々な経営課題に対応するための体制を整備

中堅・中核企業の経営力強化支援事業、地域の人事部支援事業【7.0億円】

支援機関間のネットワーク構築・ハンズオン支援や地域企業群や関係機関が一体となって人材確保・育成・定着を行う「地域の人事部」の取組を支援

小規模事業者対策推進等事業【61億円】（再掲）

中小企業実態調査委託費【21億円】

・ゼブラ企業創出・育成のためのエコシステム定着に向けた調査・分析【5.0億円】

ゼブラ企業による社会課題解決事業を支援する地域の関係者を中心としたエコシステムの定着を図る

・地域中小企業人材確保支援等調査・分析【4.0億円】

人材活用ガイダンス等の普及を通じ、副業・兼業人材、女性、高齢者等の多様な人材の戦略的な活用を促進

・「100億企業」創出加速に向けた調査・分析【0.6億円】

売上高100億円以上の成長を目指す企業の経営者ネットワーク構築や成長に向けた機運醸成を促進するための調査を実施

税制改正事項

中小企業経営強化税制（拡充・延長）

適用期限を2年間延長するとともに、売上高100億円超の中小企業（100億企業）の創出を促進するため、100億企業を目指す中小企業に対し、対象設備に建物を追加する等、措置を拡充。

中小企業投資促進税制（延長）

中小企業の設備投資を更に後押しするため、一定の設備投資を行った場合に税額控除又は特別償却の適用を認める措置を2年間延長。

固定資産税の特例措置（拡充・延長）

賃上げを表明する企業を対象に、設備投資に伴う固定資産税の特例措置を2年間延長するとともに、賃上げ率に応じて軽減率を引き上げる（課税標準を最大で5年間1/4）

法人税軽減減税率（延長）

資金繰り負担を緩和し、財務基盤を強化するため、中小企業者等の年間800万円以下の所得に対する税率を19%から15%に軽減する措置を2年間延長。 ※半年所得10億超の場合、19%から17%に軽減

中小企業防災・減災投資促進税制（延長）

中小企業の防災・減災能力の強化のため、事前対策に資する設備投資の特別償却を可能とする措置の適用期限を2年間延長等。

地域未来投資促進税制（拡充・延長）

地域経済を牽引する企業による、地域経済の実情に応じ、その発展・成長に特に資する分野に対する10億円以上の設備投資について新たな措置を追加した上で、適用期限を3年間延長。

事業承継税制（見直し）

税制の最大活用を図る観点から、後継者の3年間の役員就任期間を特例措置に限り事実上撤廃。

本日ご紹介する支援施策

1. 中小企業成長加速化支援事業（中小企業成長加速化補助金）
2. サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）
3. 小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）
4. 事業承継・M & A 支援事業（事業承継・M & A 補助金）
5. ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）
6. 中小企業省力化投資補助事業（中小企業省力化投資補助金）
7. 中小企業新事業進出促進事業（中小企業新事業進出補助金）
8. 事業再構築補助金
9. 中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金
10. 成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業）
11. 省エネ関連支援施策
12. 各種税制

中小企業成長加速化補助金

飛躍的成長を目指す中小企業の設備投資を補助します！

令和7年3月 第1回公募要領公開予定！

売上高100億円を目指す、
成長志向型の中小企業の皆様へ

大胆な**設備投資**を支援

活用イメージ



工場、物流拠点
などの新設・増築



イノベーション創出
に向けた設備の導入



自動化による
革新的な生産性向上

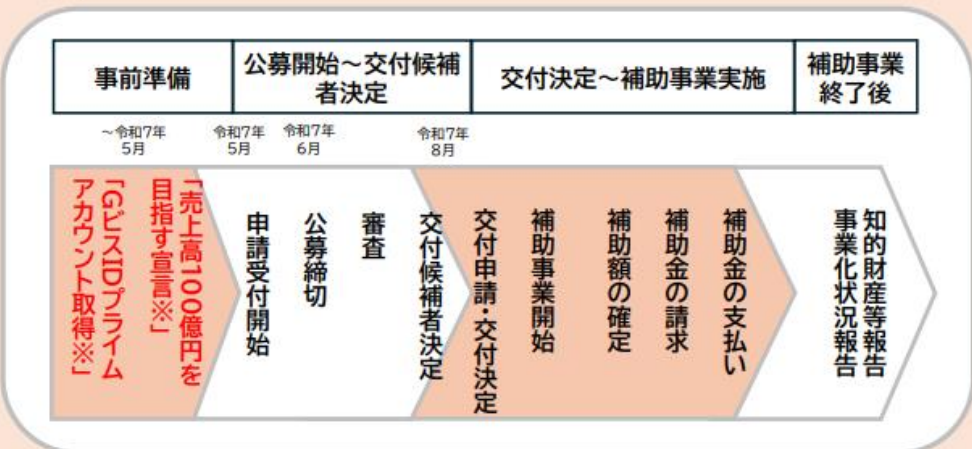
注意

- ※ 補助金制度の具体的内容については現在検討中であり、予告なく変更する場合があります。
- ※ 申請には「GbizIDプライムアカウント」の取得が必要です。取得未了の方は、あらかじめ「GbizIDプライムアカウント」取得手続きを行ってください（詳細は裏面をご参照ください）。

補助事業概要

項目	内容
補助対象者	売上高100億円への飛躍的成長を目指す中小企業
補助上限額	5億円（補助率1/2）
補助事業実施期間	交付決定日から24か月以内
補助事業の要件	①投資額1億円以上（専門家経費・外注費を除く補助対象経費分） ②「売上高100億円を目指す宣言」を行っていること ③その他、賃上げ要件 など
補助対象経費	建物費、機械装置等費、ソフトウェア費、外注費、専門家経費

事業スキーム



※売上高100億円を目指す宣言：
中小企業が、自ら「売上高100億円を超える企業になること」、「それに向けたビジョンや取組」を宣言し、ポータルサイト（令和7年春頃開設予定）上に公表をするものです。

お問い合わせ先
補助金事務局の決定後、掲載します。

※GbizIDについてはこちら
<https://gbiz-id.go.jp/top/>



1. 事業概要

- 賃上げへの貢献、輸出による外需獲得、域内の仕入による地域経済への波及効果が大きい**売上高100億円超を目指す中小企業の大胆な投資を支援**します。

【活用イメージ】

項目	内容
1 補助上限額	5 億円（補助率1/2）
2 補助事業期間	交付決定日から24か月以内
3 補助対象者	売上高100億円を目指す中小企業 ※売上高が10億円以上100億円未満である必要があります。
4 補助事業の要件	① 「100億宣言」を行っていること ② 投資額1億円以上（専門家経費・外注費を除く補助対象経費分） ③ 一定の賃上げ要件を満たす今後5年程度の事業計画の策定 （賃上げ実施期間は補助事業終了後3年間） ※賃上げ要件とは、補助事業の終了後3年間の「給与支給総額」又は「従業員及び役員の1人当たり給与支給総額」の年平均上昇率が、事業実施場所の都道府県における直近5年間の最低賃金の年平均上昇率以上であることを指します。 ※「給与支給総額」又は「従業員及び役員の1人当たり給与支給総額」どちらで目標を立てるかは申請時に選択いただきます。 ※持続的な賃上げを実現するため、補助金の申請時に掲げた賃上げ目標を達成できなかった場合、未達成率に応じて補助金の返還を求めます（但し、天災など事業者の責めに帰さない理由がある場合を除く）。
5 補助対象経費	建物費（拠点新設・増築等）、機械装置費（器具・備品費含む）、ソフトウェア費、外注費、専門家経費 ※建物費は生産設備等の導入に必要なものに限ります。なお、土地代は対象外です。



工場、物流拠点
などの新設・増築



イノベーション創出
に向けた設備の導入



自動化による
革新的な生産性向上

2. 賃上げ要件

- 補助事業が完了した日を含む事業年度（基準年度）の「給与支給総額」又は「従業員（非常勤含む。以下同じ。）及び役員の1人当たり給与支給総額」と比較した、基準年度の3事業年度後（最終年度）の「給与支給総額」又は「従業員及び役員の1人当たり給与支給総額」の年平均上昇率が、補助事業実施場所の都道府県における直近5年間の最低賃金の年平均上昇率（基準率）以上であることが必要です。
- 具体的には、応募申請時に基準率以上の目標を掲げ、その目標に従業員等に表明の上、達成することが要件となります。
※「給与支給総額」か「従業員及び役員の1人当たり給与支給総額」のどちらを目標に掲げるかは応募申請時に選択いただきます。

計算式

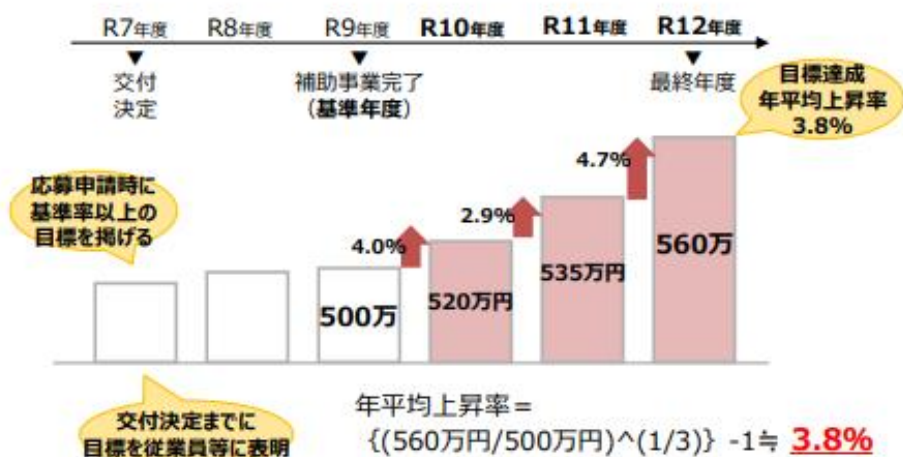
$$\text{年平均上昇率目標} = \{ (A / B) ^ C \} - 1 \geq \text{基準率}$$

A : 最終年度の「給与支給総額」又は「1人当たり給与支給総額」
B : 基準年度の「給与支給総額」又は「1人当たり給与支給総額」
C : 1/3

事例

補助事業実施場所が石川県で
1人当たり給与支給総額を選んだ場合

目標とする年平均上昇率3.5% > 石川県の基準率（3.4%）



注意

補助金返還となる場合

- ① 交付決定までに目標に従業員等に表明しなかった場合
- ② 基準年度の「給与支給総額」又は「従業員及び役員の1人当たり給与支給総額」が、申請時の直近の事業年度の「給与支給総額」又は「従業員及び役員の1人当たり給与支給総額」を下回っている場合
- ③ 申請時に掲げた目標を達成できなかった場合（未達成率に応じて返還）

※天災など事業者の責めに帰さない理由がある場合を除く
※補助金返還となった場合も事業者名は公表しない

(参考) 賃上げ要件の基準率

都道府県別の基準率

都道府県	基準率	都道府県	基準率	都道府県	基準率	都道府県	基準率
北海道	3.2%	東京	2.8%	滋賀	3.3%	香川	3.5%
青森	3.8%	神奈川	2.8%	京都	3.1%	愛媛	3.9%
岩手	3.8%	新潟	3.5%	大阪	2.9%	高知	3.8%
宮城	3.4%	富山	3.3%	兵庫	3.2%	福岡	3.4%
秋田	3.8%	石川	3.4%	奈良	3.3%	佐賀	3.9%
山形	3.9%	福井	3.5%	和歌山	3.4%	長崎	3.8%
福島	3.7%	山梨	3.4%	鳥取	3.9%	熊本	3.8%
茨城	3.4%	長野	3.3%	島根	4.0%	大分	3.8%
栃木	3.3%	岐阜	3.3%	岡山	3.3%	宮崎	3.8%
群馬	3.4%	静岡	3.2%	広島	3.2%	鹿児島	3.8%
埼玉	3.1%	愛知	3.1%	山口	3.4%	沖縄	3.8%
千葉	3.1%	三重	3.2%	徳島	4.3%	全国平均	3.2%

出所 厚生労働省「地域別最低賃金改定状況」(2019年度・2024年度)再編加工

※補助事業を実施する都道府県の年平均上昇率(複利計算)を基準値とします

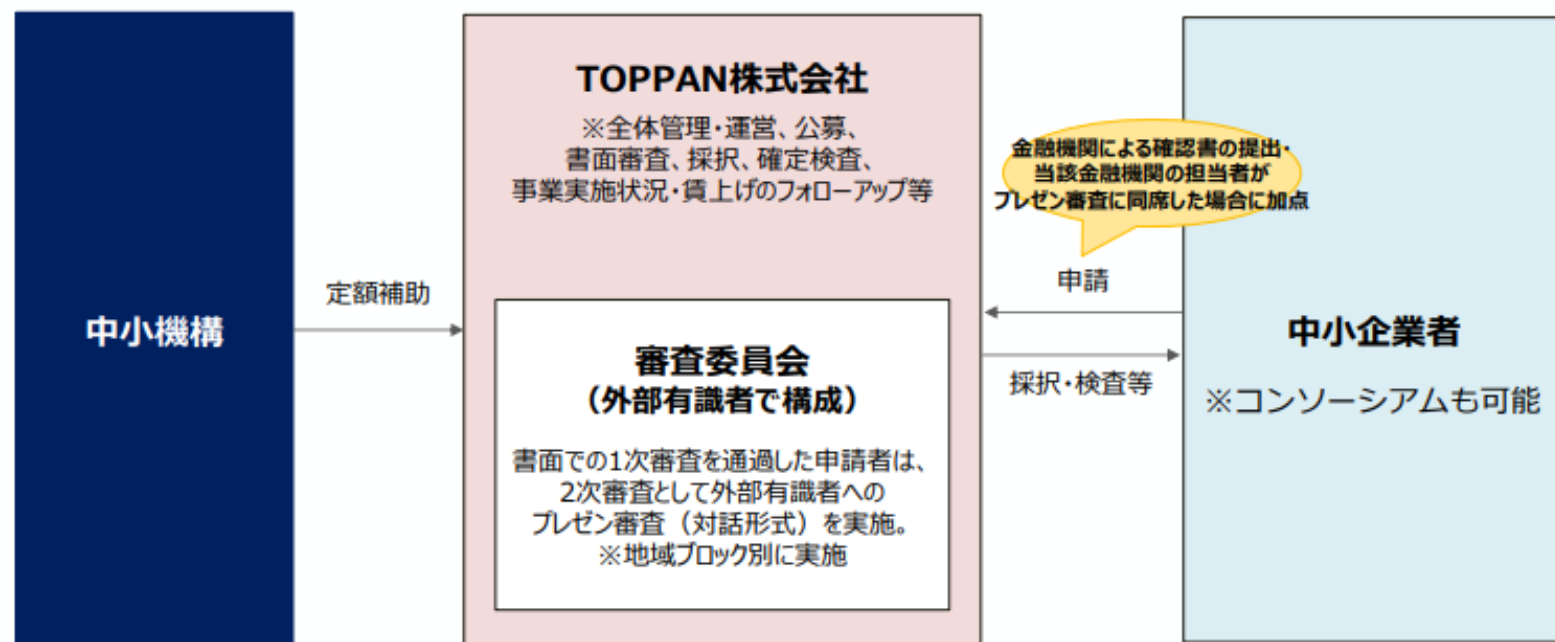
3. 補助対象経費

項目	詳細	備考
1 建物費	専ら補助事業のために使用される事務所、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、共同作業場、倉庫その他事業計画の実施に不可欠と認められる建物の建設、増築、改修、中古建物の取得に要する経費（単価100万円（税抜き）以上のものに限る）	・生産設備等の導入に必要な「建物」、建物と切り離すことのできない「建物附属設備」、及びその「付帯工事（土地造成含む）」は対象 ・建物の単なる購入や賃貸、土地代、建物における構築物（門、塀、フェンス、広告塔等）、撤去・解体費用は対象外
2 機械装置費	① 専ら補助事業のために使用される機械装置、工具・器具（測定工具・検査工具等）の購入、製作、借用に要する経費（単価100万円（税抜き）以上のものに限る） ② ①と一体で行う、改良・修繕、据付け又は運搬に要する経費	・「機械及び装置」、「器具及び備品」、「工具」は対象 ・「構築物」、「船舶」、「航空機」、「車両及び運搬具」は対象外 ・事業者とリース会社が共同申請をする場合には、機械装置又はシステムの購入費用について、リース会社を対象に補助金を交付することが可能
3 ソフトウェア費	① 専ら補助事業のために使用される専用ソフトウェア・情報システム等の購入・構築、借用、クラウドサービス利用に要する経費（単価100万円（税抜き）以上のものに限る） ② ①と一体で行う、改良・修繕に要する経費	・「パソコン・タブレット端末・スマートフォンなどの本体費用」は対象外
4 外注費	補助事業遂行のために必要な加工や設計、検査等の一部を外注（請負・委託）する場合の経費 ※4及び5の合計額は、1～3の合計経費未満	・「事業計画の作成に要する経費」、「外注先が機械装置の設備やシステム等を購入する費用」、「外部に販売・レンタルするための量産品の加工を外注する費用」は対象外
5 専門家経費	補助事業遂行のために依頼した専門家に支払われる経費 ※4及び5の合計額は、1～3の合計経費未満	・本事業の遂行に専門家の技術指導や助言が必要である場合の専門家に依頼したコンサルティング業務や旅費等の経費が対象 ・「事業計画の作成に要する経費」は対象外

※詳細は公募要領をご参照ください。

4. 事業スキーム

- 独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小機構）から採択された事務局が、中小企業成長加速化補助金の公募、審査、交付申請受付、確定検査、補助事業終了後の事業実施状況・賃上げ要件の達成状況の確認（フォローアップ）等を行います。



【注意】事務局への申請等は全て電子申請となり、申請には「**GbizIDプライムアカウント**」が必要です。GbizIDプライムアカウントは、専用ホームページで必要事項を記載し、必要書類を郵送して作成することができます。アカウントの発行に時間を要する場合がありますので、申請をご検討の方は早めにIDを取得してください。

GbizID
ホームページ



<https://gbiz-id.go.jp/top/>

5. 審査基準

経営力

- ①将来の売上高100億円（あるいは更なる成長）に向けた中長期的なビジョンや計画を有しているか。その上で、補助事業期間を含む今後5年程度について、経営者の明確なシナリオとともに事業戦略が論理的に構築され、その中で当該補助事業が効果的に組み込まれているか。事業戦略は、自社の成長余力、変化余力を最大限伸ばし、従前よりも一段上となる成長を目指した企業の行動変容が示されたものとなっているか。
- ✓ 高い売上高成長率（補助事業期間を含む今後5年程度）が示されるとともに、それを実現できる事業戦略（当該補助事業を含む）となっているか。
 - ✓ 高い付加価値増加率（補助事業期間を含む今後5年程度）が示されるとともに、当該補助事業や省力化等の取組により労働生産性の抜本的な向上が図られるなど、当該付加価値増加率を達成できる計画となっているか。
 - ✓ 企業の収益規模に応じたリスクをとった投資となっているか（売上高における設備投資額（当該補助事業を含む）の比率が高い水準であるか）。
- ②市場や顧客動向を始めとした外部環境、経営資源（ヒト・モノ・カネ・情報）等にかかる強み・弱みの内部環境を分析した上で、当面の事業戦略が論理的に構築され、補助事業が効果的に組み込まれているか。
- ✓ 補助事業により提供される商品・サービスのユーザ、市場及びその規模が明確で、市場ニーズの有無の検証などがなされているか（先行投資の取組、事業化可能性調査、テストマーケティング等）。
 - ✓ 競合他社の製品・サービスを分析した上で、自社の優位性や特性が確保できる差別化された計画となっているか。
- ③適切な成果目標等が示され、その達成に向けて効率的に管理する体制が構築されているか。
- ④コンソーシアム形式の場合には、連携の意義・目的が明確であり、相乗効果が見込まれるか。

波及効果

- ⑤地域への波及効果として、投資により創出された利益を賃金として従業員へ還元する賃上げの計画が具体的かつ妥当であり、賃上げ要件の水準を上回るものとなっているか。
- ⑥域内仕入の拡大や地域における価値創造などに資する事業であるか（例えば、川上の調達先・川下の販売先をはじめサプライチェーンを通じた波及効果がある事業か、ものづくりの高度化やイノベーションの創出など産業競争力を強化し新たな価値創造に資する事業であるか、地域資源の積極的な活用などを通じ地域の経済成長を力強く牽引する事業であるか等）。
- ⑦下請取引先等に対する適切な取引姿勢、自然災害や感染症、サプライチェーン寸断等に対するレジリエンス、女性活躍や仕事と子育ての両立などに配慮した職場環境整備など、地域のモデル企業としての取組を進めているか。

実現可能性

- ⑧計画を実施可能な経営体制が構築されており、早期に投資が実行され、確実に効果が得られると見込まれるか。
- ⑨補助事業を適切に遂行できる財務状況が十分に確保されているか（ローカルベンチマークによるスコアリング）。
- ⑩金融機関のコミットメントが得られているか（確認書を発行した金融機関の担当者等がプレゼンテーション審査に同席する場合の加点等）。

6. 今後の主なスケジュールについて

4月下旬	公募説明会
5月8日（木）	1次公募 申請受付開始
6月9日（月）	1次公募 締切
7月上旬	1次審査結果の公表

- ※ 資料提出後、公募締切前に資料を再提出したい場合は、**必ず事前に事務局へ問い合わせた上で、所定の手続きにより再提出してください。**
（事前に事務局への連絡が無い場合は、最初に提出された書類をもって審査いたします。）
- ※ **公募締め切り日の5営業日前**までに提出された申請書類については、書類の不足や命名規則違反、ファイル破損、様式のエラーの有無を事務局が確認し、不備が発覚した場合には御連絡の上、公募期間内での再提出が可能ですので、**お早めの御申請をお願いいたします。**

7月下旬～8月下旬 （お盆を除く）	プレゼンテーション審査（申請企業の経営者等が出席）
9月上旬	採択結果の公表（以降順次、交付決定）

- ※ 本事業に関する個別のお問い合わせについては、事務局にて対応させていただきます。

【事務局連絡先】

- ・電話番号 : コールセンターの開設は3月24日（月）を予定しております。
- ・質問受付フォーム : <https://ksk2025.f-form.com/inquiry>

【注意】スケジュールは、現時点での目安であり、今後変更となる場合があります。最新の情報はホームページをご確認ください。

“飛躍的成長”を目指す中小企業の皆様へ

「売上高100億円を目指す！」 その「挑戦」を宣言しませんか



成長ビジョンを示し、国の支援や同じ志の
経営者ネットワークも活かして、目標の実現へ！

「売上高100億円を目指す宣言」とは？

・中小企業が、「売上高100億円を超える企業になること」、「それに向けたビジョンや取組」を自ら宣言し、ポータルサイト(令和7年春頃開設予定)上に公表をするものです。

≪宣言の内容≫ ※詳細検討中

- ①企業の現状(足下の売上高、賃上げ等企業目標、課題等)
- ②売上高100億円の実現のための目標(売上高成長目標、期間、プロセス等)
- ③売上高100億円の実現に向けた具体的措置(生産増強、海外展開、M&A等)
- ④実施体制
- ⑤経営者のコミットメント(経営者自らのメッセージ) 等

※「宣言」に際しては、要件と記載内容の確認があります。

「宣言」をすると、
どんなことができるの？
いいことがあるの？



「宣言」をされた企業さま
限定の特別なメニューが
あります！

「宣言・公表」のメリット

・「宣言」取得による補助金等の活用

設備投資等に活用いただける「宣言」が条件となる補助金(上限5億円(補助率1/2))の申請が可能になります(その他、必要書類を提出した上で、審査があります)。

・経営者ネットワークへの参加

「宣言」を行った成長を目指す経営者が、地域・業種を超えて刺激し合える経営者ネットワークを構築します。また、経営の“気づき”につながるような、「宣言」企業限定のイベント等にご参加いただけます。

・「宣言」マークの活用による自社PR

「宣言」を行った企業だけ「ロゴマーク」を使用できます。自社の取組のPRにご活用ください。

※「宣言」企業がご活用いただけるメニューについては、今後追加・内容変更の可能性あります。

募集要領は令和7年2月公開、申請については令和7年5月頃の開始を
予定しております。ぜひ、「宣言」をご検討ください！



「100億宣言」について

【企業が宣言に記載する内容】

- ① 企業概要
- ② 企業理念・経営者の意気込み
- ③ 売上高100億円実現の目標と課題
- ④ 売上高100億円に向けた具体的措置
(取組)



【宣言のメリット】

✓ 宣言取得による補助金等の活用

- 成長加速化補助金【3月～】
- 経営強化税制の拡充措置【夏～】 など

✓ 経営者ネットワークへの参加【夏～】

- 宣言を行った成長を目指す経営者が、
地域・業種を超えて繋がれるネットワー
クを構築。

✓ 宣言の公式ロゴマーク活用による 自社PR

※商標登録出願中



各社の宣言内容を、ポータルサイト上で公表。
令和7年5月頃開設予定

本日ご紹介する支援施策

1. 中小企業成長加速化支援事業（中小企業成長加速化補助金）
2. サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）
3. 小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）
4. 事業承継・M & A 支援事業（事業承継・M & A 補助金）
5. ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）
6. 中小企業省力化投資補助事業（中小企業省力化投資補助金）
7. 中小企業新事業進出促進事業（中小企業新事業進出補助金）
8. 事業再構築補助金
9. 中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金
10. 成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業）
11. 省エネ関連支援施策
12. 各種税制

「IT導入補助金2025」の概要（令和6年度補正）

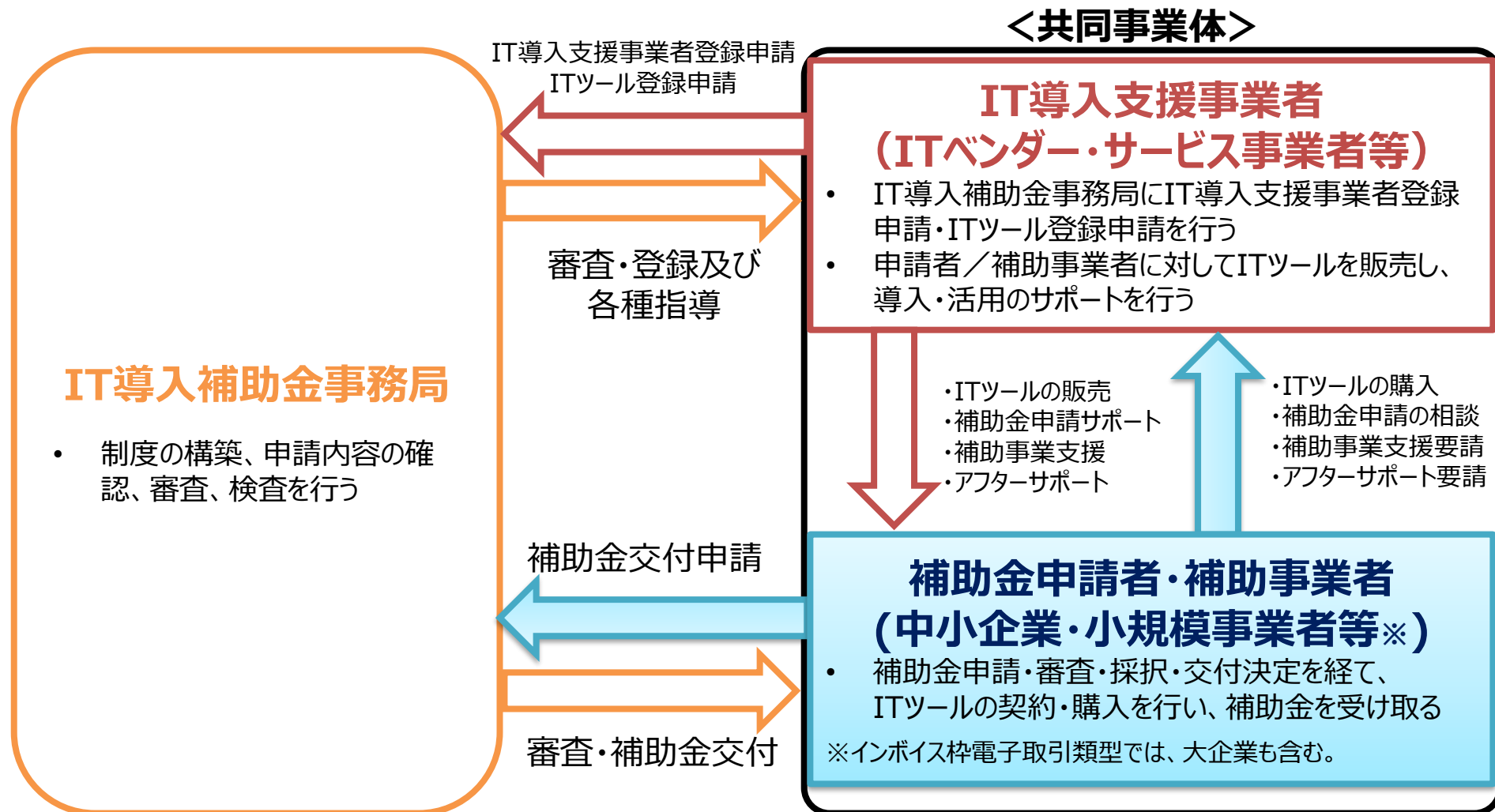
- IT導入補助金は、中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、**デジタル化やDX等に向けたITツール（ソフトウェア、サービス等）の導入**を支援する補助金。
- 2025事業では、最低賃金引上げへの対応促進に向けて**最低賃金近傍の事業者の補助率を増加**。更に、**IT活用の定着を促す導入後の“活用支援”の対象化**や**セキュリティ対策支援を強化**。

※赤字は令和6年度補正予算での拡充点

	通常枠	複数社連携 IT導入枠	インボイス枠		セキュリティ 対策推進枠
			インボイス対応類型	電子取引類型	
活用 イメージ	ITツールを導入して、 業務効率化やDXを推進	商店街など、複数の中小・ 小規模事業者で連携して ITツール等を導入	ITツール等を導入して、 インボイス制度に対応	発注者主導でITツ ールを受注者に共有し、 取引先のインボイス 対応を促す	サイバーセキュリティ 対策を進める
対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用料（最大2年分）、 導入関連費（保守運用やマニュアル作成等のサポート費用に加えて、 IT活用の定着を促す導入後の“活用支援”も対象化）			クラウド利用料 （最大2年分）	サイバーセキュリティ お助け隊サービス 利用料 （最大2年分）
補助上限	ITツールの業務プロセスが 1～3つまで： 5万円～150万円 4つ以上： 150万円～450万円	ハードウェア購入費		～350万円	5万円～ 150万円
		(a)インボイス枠対象経費： 同右 (b)消費動向等分析経費： 50万円×グループ構成員数 (a)+(b) 合わせて3,000万円まで (c)事務費・専門家費：200万円	ITツール： 1 機能：～50万円 2 機能以上：～350万円 PC・タブレット等： ～10万円 レジ・券売機等： ～20万円		
補助率	中小企業：1/2 最低賃金近傍の事業者：2/3 (3か月以上地域別最低賃金+50円 以内で雇用している従業員が全従業員 の30%以上であることを示した事業者)	(a)インボイス枠対象経費： 同右 (b)・(c)：2/3	～50万円以下：3/4 (小規模事業者：4/5) 50万円～350万円：2/3 ハードウェア購入費：1/2	中小企業：2/3 大企業：1/2	中小企業：1/2 小規模事業者：2/3

補助スキーム

- 補助金申請者（中小企業・小規模事業者等）は、IT導入補助金事務局に登録された「IT導入支援事業者」（ITツールを提供するベンダー）からのサポートを受けて申請する。



複数社連携IT導入枠の概要

1. 概要

- 複数の中小・小規模事業者が連携してITツール及びハードウェアを導入することにより、地域DXの実現や、生産性の向上を図る取組に対して、複数者へのITツールの導入等を支援する。

2. 補助事業者

※事業に参加する中小企業・小規模事業者等は「10者以上」であること等を要件とする。

- 商工団体等（例）商店街振興組合、商工会議所、商工会、事業協同組合 等
- 当該地域のまちづくり、商業活性化、観光振興等の担い手として事業に取り組むことができる中小企業者又は団体（例）まちづくり会社、観光地域づくり法人（DMO） 等
- 複数の中小企業・小規模事業者等により形成されるコンソーシアム

3. 補助対象経費

（1）基盤導入経費

- ITツール：会計ソフト、受発注ソフト、決済ソフトに限る【クラウド利用料は最大2年分】
- ハードウェア：PC・タブレット、レジ・券売機等

（2）消費動向等分析経費

- ITツール：消費動向分析システム、経営分析システム、需要予測システム、電子地域通貨システム、キャッシュレスシステム、生体認証決済システム 等【クラウド利用料は1年分】
- ハードウェア：AIカメラ、ビーコン、デジタルサイネージ 等

（3）参画事業者のとりまとめに係る事務費、専門家費

4. 補助率・補助上限額

● 補助率

- （1）基盤導入経費：1/2～3/4、4/5（インボイス枠インボイス対応類型と同様）
- （2）消費動向等分析経費：2/3以内
- （3）事務費、専門家費：2/3以内

- 補助上限額：（1）と（2）をあわせて3,000万円、（3）は200万円

インボイス枠（インボイス対応類型）の概要

1. 概要

- 中小企業・小規模事業者等に、インボイス制度に対応したITツールの導入を強力に推進するため、会計ソフト・受発注ソフト・決済ソフトの導入費用に加え、PC・タブレット、レジ・券売機等の導入費用を支援する。

2. 補助事業者

- 中小企業・小規模事業者等

3. 事業イメージ

- 導入したITツール及びハードウェアを活用して、生産性向上に取り組む。

【図：ITツールの補助率・補助上限額の関係】

4. 補助対象経費

- (1) ソフトウェア、オプション、役務
ソフトウェア購入費、クラウド利用料(最大2年分)、
オプション(セキュリティソフト等)、役務費(導入支援費、保守費等)
※インボイス制度に対応し、「会計」・「受発注」・「決済」の機能を
有するものに限る。
- (2) ハードウェア
ソフトウェア・クラウドサービスの使用に資する機器(PC・タブレット、
レジ・券売機等)の購入費用、設置費用

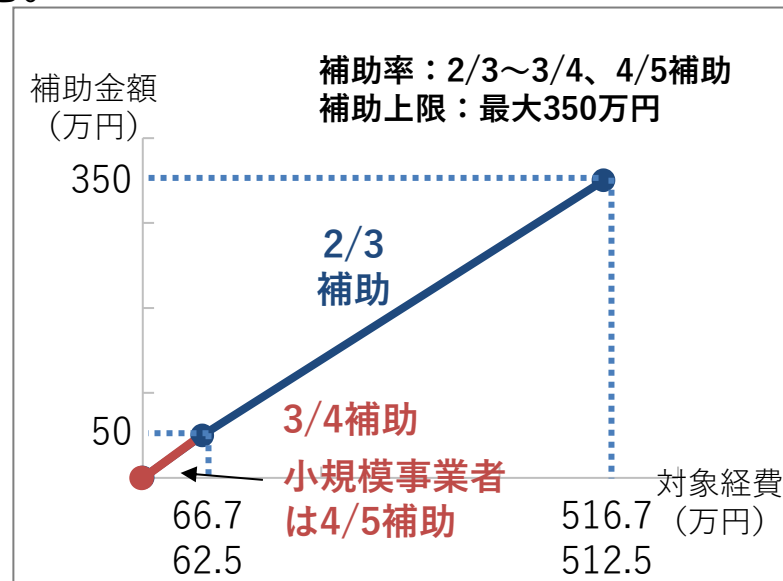
5. 補助額・補助率

ITツール：補助額50万円以下の部分は（補助率 3 / 4 以内、小規模事業者は 4 / 5 以内）、
補助額50万円超～350万円の部分は（補助率 2 / 3 以内）

⇒導入するITツールが「会計」・「受発注」・「決済」の機能を 2 機能以上有する場合は、補助額350万円以下の申請が可能。

(1機能の場合は、補助額50万円以下の申請が可能。)

PC・タブレット等：補助額10万円まで（補助率 1 / 2 以内）、レジ・券売機等：補助額20万円まで（補助率 1 / 2 以内）



インボイス枠（電子取引類型）の概要

1. 概要

- 取引関係における発注者が、インボイス制度対応のITツール（受発注ソフト）を導入し、当該取引関係における受注者である中小企業・小規模事業者等に対して無償でアカウントを供与して利用させる場合に、その導入費用を支援する。

2. 補助事業者

- 中小企業・小規模事業者等に限らず大企業も可

3. 事業イメージ

- 導入したITツールを活用して、生産性向上・インボイス制度対応に取り組む。

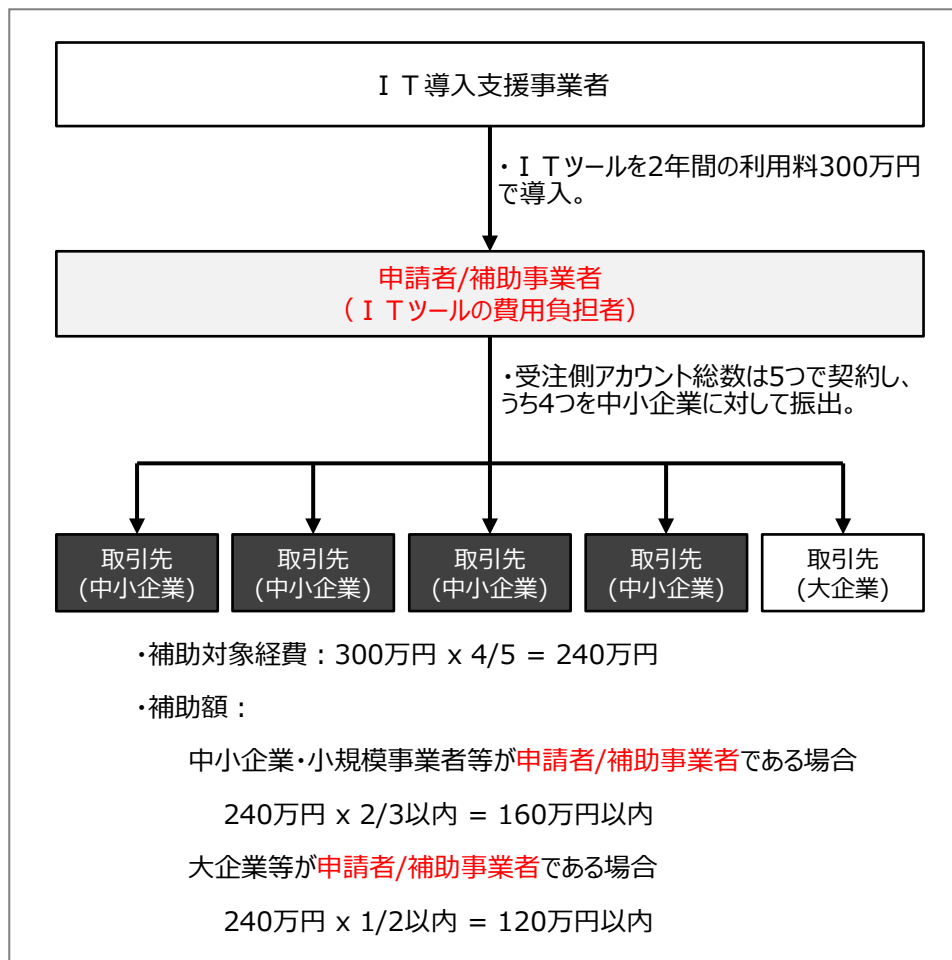
4. 補助対象経費

- ITツールの導入費用（クラウド利用料最大2年分）

5. 補助額・補助率

- 補助額 350万円以下
- 補助率 中小企業・小規模事業者等が申請する場合:2/3以内
大企業等が申請する場合:1/2以内

【図：補助額算出のイメージ】



セキュリティ対策推進枠の概要

1. 概要

- 中小企業・小規模事業者等において、サイバーインシデントを原因とした事業継続が困難となる等の生産性向上を阻害するリスクを低減するとともに、供給制約やそれに起因する価格高騰の潜在的リスクを低減するための支援を行う。
- 具体的には、「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されているサービスのうち、IT導入支援事業者が提供し、かつ事務局に事前登録されたサービスを導入する際、サービス利用料（最大2年分）を支援する。

2. 補助事業者

- 中小企業・小規模事業者等

3. 事業イメージ

- 導入したサービスを活用して、サイバーインシデントのリスク低減に取り組む。

4. 補助対象経費

- ITツールの導入費用（サービス利用料の最大2年分）

<留意点>

本事業において補助の対象となるITツールは、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が公表する「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されているサービスのうち、本事業においてIT導入支援事業者が提供し、かつ事務局に事前登録されたサービスを指す。

【サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト】<https://www.ipa.go.jp/security/otasuketai-pr/index.html>

5. 補助額・補助率

- 補助額 5万円～**150万円**以下
- 補助率 中小企業が申請する場合：1/2以内
小規模事業者が申請する場合：2/3以内

「IT導入補助金」でIT導入・DX (デジタルトランスフォーメーション) による生産性向上を支援！

- 業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策に向けたITツール等の導入費用を支援！
- インボイス対応に活用可能！安価なITツールの導入にも活用可能で、小規模事業者は最大4/5補助！
- 補助額は最大450万円/者、補助率は1/2～4/5！

通常枠

- ・生産性の向上に資するITツール（ソフトウェア、サービス）の導入費用を支援します。
- ・クラウド利用料を最大2年分補助し、保守運用等の導入関連費用も支援します。

複数社連携IT導入枠

- ・10者以上の中小企業・小規模事業者等が連携した、インボイス制度への対応やキャッシュレス決済を導入する取組等を支援します。導入や活用に向けた事務費・専門家経費も補助対象です。

インボイス枠 インボイス対応類型

- ・令和5年10月1日に開始されたインボイス制度への対応に特化した支援枠で、会計・受発注・決済ソフトに加え、PC・タブレット・レジ・券売機等のハードウェア導入費用も支援します。
- ・小規模事業者は最大4/5補助し、補助下限は無く、安価なITツール導入も支援します。

インボイス枠 電子取引類型

- ・取引関係における発注者（大企業を含む）が費用を負担してインボイス対応済の受発注ソフトを導入し、受注者である中小企業・小規模事業者等が無償で利用できるケースを支援します。

セキュリティ対策推進枠

- ・独立行政法人 情報処理推進機構（IPA）が公表する「サイバーセキュリティお助け隊 サービスリスト」に掲載されているセキュリティサービスの利用料を支援します。

※詳細は裏面をご確認ください。

＜活用イメージ・補助率等＞（赤字は令和6年度補正予算での拡充点）

枠/類型	通常枠	複数社連携IT導入枠	インボイス枠		セキュリティ対策推進枠
			インボイス対応類型	電子取引類型	
活用イメージ	ITツールを導入して、業務効率化やDXを推進	商店街など、複数の中小企業・小規模事業者で連携してITツール等を導入	ITツール等を導入してインボイス制度に対応	発注者主導で取引先のインボイス対応を促す	サイバーセキュリティ対策を進める
補助対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用料（最大2年分）、導入関連費（保守サポートやマニュアル作成等の費用）に加えて、IT活用の定着を促す導入後の「活用支援」も対象化） 単独申請可能なツールの拡大			クラウド利用料（最大2年分）	サイバーセキュリティお助け隊 サービス利用料（最大2年分）（※1）
補助額	・ITツールの業務プロセスが1～3つまで：5万円～150万円 ・4つ以上：150万円～450万円	(a)インボイス枠対象経費：同右 (b)消費動向等分析経費：50万円×グループ構成員数 (a)+(b)合わせて3,000万円まで (c)事務費・専門家経費：200万円	ITツール： 1機能：～50万円 2機能以上：～350万円 PC・タブレット等：～10万円 レジ・券売機等：～20万円	～350万円	5万円 ～150万円
補助率	中小企業：1/2 最低賃金近傍の事業者（※2）：2/3	(a)インボイス枠対象経費：同右 (b)・(c)：2/3	～50万円以下：3/4（小規模事業者：4/5） 50万円～350万円：2/3 ハードウェア購入費：1/2	大企業：1/2 中小企業：2/3	中小企業：1/2 小規模事業者：2/3

（※1）（独）情報処理推進機構（IPA）「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されたサービス。

（※2）3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員数が全従業員数の30%以上であることを示した事業者。

＜補助金の活用例＞

通常枠

- ・タイムカードによる勤怠管理のため、オフィスに出社してから現場移動、帰社してから退勤が必要だったところ、「勤怠・労務管理ツール」の導入により出先からの打刻が可能に。これにより、残業時間が3割削減、人事担当の作業効率も大幅アップ！

インボイス枠

- ・インボイス発行の作業を効率化するため、「会計ツール」を導入。経理担当が手作業で行っていた出納管理が自動化され、バックオフィスの効率が全体的に向上。

＜今後のスケジュール＞

第1次交付申請受付開始日

3月31日（予定）

第1次交付申請締切日

・通常枠、インボイス枠（インボイス対応類型、電子取引類型）、セキュリティ対策推進枠

5月12日（予定）

・複数社連携IT導入枠

6月16日（予定）

サービス等生産性向上IT導入支援事業
事務局ポータルサイト応募方法等の詳細は
こちらからご確認ください

本日ご紹介する支援施策

1. 中小企業成長加速化支援事業（中小企業成長加速化補助金）
2. サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）
3. **小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）**
4. 事業承継・M & A 支援事業（事業承継・M & A 補助金）
5. ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）
6. 中小企業省力化投資補助事業（中小企業省力化投資補助金）
7. 中小企業新事業進出促進事業（中小企業新事業進出補助金）
8. 事業再構築補助金
9. 中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金
10. 成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業）
11. 省エネ関連支援施策
12. 各種税制

小規模事業者持続化補助金の概要

- 商工会・商工会議所等と一体となって経営計画を作成し、当該計画に基づいて行う販路開拓等の取組を支援すべく、「小規模事業者持続化補助金」を措置。
- 政策の原点回帰を行い、経営計画の策定に重点化するため、複数ある特別枠を整理。

	一般型				創業型	共同・協業型	ビジネス コミュニティ型
	通常枠	インボイス特例	賃金引上げ特例	災害支援枠			
要件	経営計画を作成し販路開拓等に取り組む小規模事業者	免税事業者から課税事業者に転換	事業場内最低賃金を50円以上引き上げる小規模事業者	令和6年能登半島地震等における被災小規模事業者	産競法に基づく「認定市区町村による特定創業支援等事業の支援」を受けた小規模事業者	地域に根付いた企業の販路開拓を支援する機関が地域振興等機関となり、参画事業者である10以上の小規模事業者の販路開拓を支援	商工会・商工会議所の内部組織等（青年部、女性部等）
補助上限	50万円	補助上限50万円上乗せ	補助上限150万円上乗せ	直接被害：200万円 間接被害：100万円	200万円 ※インボイス特例は適用	5,000万円	50万円、 2以上の補助対象者が共同で実施する場合は100万円
補助率	2／3 ※賃金引上げ特例を選択した事業者のうち、赤字事業者は3／4			定額、2／3	2／3	・地域振興等機関に係る経費：定額 ・参画事業者に係る経費：2／3	定額
対象経費	機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費（オンラインによる展示会・商談会等を含む）、旅費、開発費、資料購入費、借料、設備処分費、委託・外注費（税理士等への相談・コンサルティング費用など）			左記に加え、車両購入費	通常枠同様	・地域振興等機関・・・人件費、委員等謝金、旅費、会議費、消耗品・備品費、通信運搬費、印刷製本費、雑役務費、委託・外注費、水道光熱費 ・参画事業者・・・旅費、借料、設営・設計費、展示会等出展費、保険料、広報費	専門家謝金、専門家旅費、旅費、資料作成費、借料、雑役務費、広報費、委託費
昨年度補正予算等からの主な変更点	卒業枠・後継者支援枠を廃止			令和6年奥能登豪雨を対象に追加		参画事業者を「小規模事業者」に限定	

令和6年度補正予算

「小規模事業者持続化補助金（通常枠）」

地域の雇用や産業を支える小規模事業者等の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とし、持続的な経営に向けた経営計画に基づく販路開拓等の取組を支援します

【事業目的】

小規模事業者※等が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓等を支援

※ 従業員数が「商業・サービス業（宿泊業、娯楽業を除く）」の場合5人以下、製造業またはそれ以外の業種の場合20人以下である事業者

【補助上限】

50万円

（特例を活用した場合は最大250万円）

【補助率】

2 / 3

（賃金引上げ特例活用事業者のうち赤字事業者については3 / 4）

【関連融資制度】

補助対象経費総額

自己負担

持続化補助金
補助率
2 / 3

補助対象経費の資金調達に活用できる無担保・無保証の融資制度

「小規模事業者経営改善資金（マル経融資）」

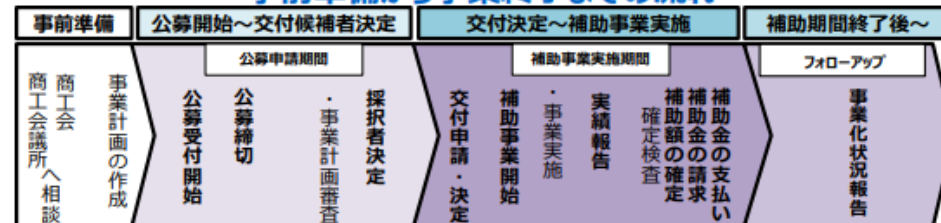
◎ 限度額：2,000万円

※ 融資のご利用には、一定の要件・審査があります。

例、最近1年以上同一地区内で事業を行っていること等

詳しくは、お近くの商工会、商工会議所にお問い合わせください。

事前準備から事業終了までの流れ



※ 申請時点で明らかでない経費については、交付申請・決定の段階時点で、事業に要する経費の詳細内訳を改めて求めます。事後で対象外経費が含まれていることが判明した場合はお支払いができませんので、申請時点でよくご確認ください。

概要

補助率	2 / 3 (賃金引上げ特例活用事業者のうち赤字事業者は3 / 4)
補助上限	50万円
インボイス特例	インボイス特例の要件を満たす場合は、上記補助上限額に50万円を上乗せ
賃金引上げ特例	賃金引上げ特例の要件を満たす場合は、上記補助上限額に150万円を上乗せ

【特例要件】

- インボイス特例 ⇒ 免税事業者のうちインボイス発行事業者の登録を受けた事業者
- 賃金引上げ特例 ⇒ 事業場内最低賃金を+50円以上とした事業者

【対象経費】

機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費、旅費、新商品開発費、資料購入費、借料、設備処分費、委託・外注費

活用事例①

※ 青字が本補助金の対象経費

観光ぶどう園を有する喫茶店においてフリーズドライ製品を販売するため、洗練されたパッケージデザインやリーフレットを作成。高級スーパー等の新たな販路への商談に活用。

活用事例②

精密板金加工・プレス金型等の製作所が、県道沿いに看板を設置。具体的な製品を載せたことで、新規取引先の獲得に向けて高度な技術や専門性を効果的にPR。

販路開拓等に取り組む皆様へ

令和6年度補正予算

「小規模事業者持続化補助金（創業型）」

地域の雇用や産業を支える創業後3年以内の小規模事業者の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とし、持続的な経営に向けた経営計画に基づく販路開拓等の取組を支援します

【事業目的】

創業後3年以内の小規模事業者※等が経営計画を自ら策定し、
商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓等を支援

※従業員数が「商業・サービス業(宿泊業、娯楽業を除く)」の場合5人以下、
製造業またはそれ以外の業種の場合20人以下である事業者

【補助上限】

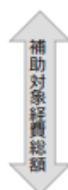
200万円

(特例を活用した場合は最大250万円)

【補助率】

2/3

【関連融資制度】



自己負担

持続化補助金
補助率
2/3

補助対象経費の資金調達に活用できる無担保・無保証の融資制度

「小規模事業者経営改善資金（マル経融資）」

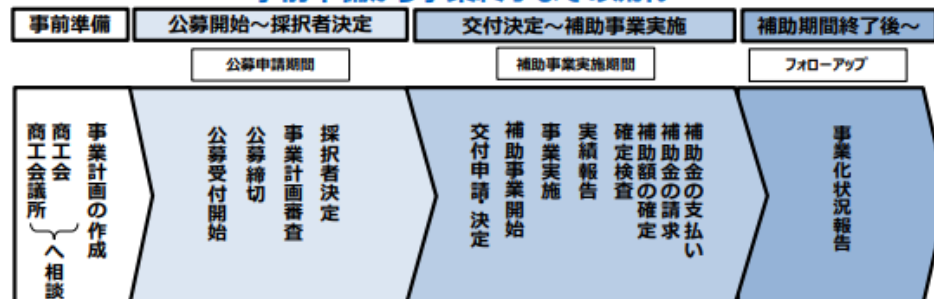
◎限度額：2,000万円

※融資のご利用には、一定の要件・審査があります。

例、最近1年以上同一地区内で事業を行っていること等

詳しくは、お近くの商工会、商工会議所にお問い合わせください。

事前準備から事業終了までの流れ



※申請時点で明らかではない経費については、交付申請・決定の段階時点で、事業に要する経費の詳細内訳を改めて求めます。事後で対象外経費が含まれていることが判明した場合はお支払いができませんので、申請時点でよくご確認ください。

申請要件

産業競争力強化法に基づく「認定市区町村」または「認定市区町村」と連携した「認定連携創業支援等事業者」が実施した「**特定創業支援等事業による支援(※)**」を受けた日および開業日(設立年月日)が公募締切時から起算して過去3か年の間であること。
※当該補助金の申請には、認定市区町村が発行した、特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書の写しが必要になります。

特例要件

免税事業者のうちインボイス発行事業者の登録を受けた事業者は、一律に50万円の補助上限上乗せを行います。

対象経費

機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費、旅費、新商品開発費、資料購入費、借料、設備処分費、委託・外注費

活用事例①

※ 青字が本補助金の対象経費

金属加工業を開業。**ロボット溶接機械**を導入することで、技術革新による事業の拡大及び生産性の向上を図る。

活用事例②

食品小売業を開業後1年経過し、**厨房機器の導入**及び**店舗リニューアル**を行うことで、新規顧客獲得による売上拡大を図る。

お問い合わせ窓口
補助金事務局の決定後、掲載します。

本日ご紹介する支援施策

1. 中小企業成長加速化支援事業（中小企業成長加速化補助金）
2. サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）
3. 小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）
4. **事業承継・M & A 支援事業（事業承継・M & A 補助金）**
5. ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）
6. 中小企業省力化投資補助事業（中小企業省力化投資補助金）
7. 中小企業新事業進出促進事業（中小企業新事業進出補助金）
8. 事業再構築補助金
9. 中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金
10. 成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業）
11. 省エネ関連支援施策
12. **各種税制**

生産性向上を目指す皆様へ

令和6年度補正予算

「事業承継・M&A補助金」で

中小企業の生産性向上、持続的な質上げに向けて、
事業承継に際しての設備投資や、
M&A・PMIの専門家活用費用等を支援します！

事業承継促進
枠

5年以内に事業承継を予定している場合の設備
投資等に係る費用を補助します

専門家活用
枠

M&A時の専門家活用に係る費用（フィナンシャル・アドバイザー（FA）や仲介に係る費用※、表明保証保険料等）を補助します

※FA・仲介費用については、「M&A支援機関登録制度」に登録されたFA・仲介業者による支援に係る費用のみ補助対象です

PMI推進
枠

M&A後の経営統合（PMI）に係る費用（専門家費用、設備投資等）を補助します

廃業・
再チャレンジ
枠

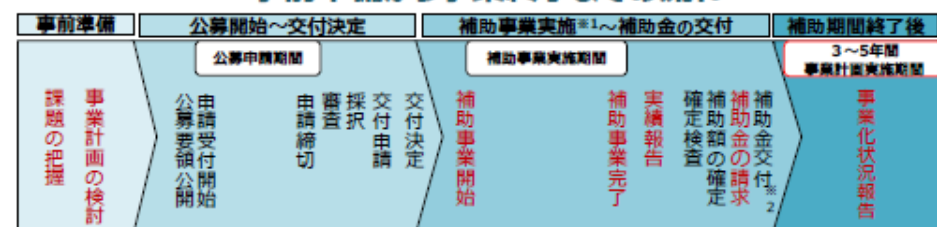
事業承継・M&Aに伴う廃業等に係る費用（原状回復費・在庫処分費等）を補助します

※廃業・再チャレンジ枠は、事業承継促進枠・専門家活用枠・事業統合投資類型と併用できます

※詳細は裏面をご確認ください。

令和6年度補正予算で中小機構に措置

事前準備から事業終了までの流れ



※1：補助事業期間内に契約・発注を行い支払った経費とする。

※2：補助金の交付については、実績報告書等を提出し、実施した事業内容の検査と経費内容等の確認により、交付すべき補助金の額を事務局にて確定した後支払うため、交付決定された場合でも支払われないことがあるため留意すること。

支援枠の概要

	事業承継促進枠	専門家活用枠	PMI推進枠	廃業・再チャレンジ枠
要件	5年以内に親族内承継又は従業員承継を予定している者	補助事業期間に経営資源を譲り渡す、又は譲り受ける者	M&Aに伴い経営資源を譲り受ける予定の中小企業等に係るPMIの取り組みを行う者	事業承継やM&Aの検討・実施等に伴って廃業等を行う者
補助上限	800～1,000万円※ ※一定の質上げを実施する場合、補助上限を1,000万円に引き上げ	買い手支援類型： 600～800万円※1、 2,000万円※2 売り手支援類型： 600～800万円※1 ※1：800万円を上限に、DD費用の申請する場合200万円を加算 ※2：100億企業要件を満たす場合	PMI専門家活用類型： 150万円 事業統合投資類型： 800～1,000万円 ※一定の質上げを実施する場合、補助上限を1,000万円に引き上げ	150万円※ ※事業承継促進枠、専門家活用枠、事業統合投資類型と併用申請する場合は、それぞれの補助上限に加算
補助率	1/2・2/3※ ※中小企業者等のうち、小規模事業者に該当する場合：2/3	買手支援類型： 1/3・1/2、2/3※1 売り手支援類型： 1/2・2/3※2 ※1：100億企業要件を満たす場合：1,000万円以下の部分は1/2、1,000万円超の部分は1/3 ※2 ①赤字、②営業利益率の低下（物価高影響等）のいずれかに該当する場合	PMI専門家活用類型： 1/2 事業統合投資類型： 1/2・2/3※ ※中小企業者等のうち、小規模事業者に該当する場合：2/3	1/2・2/3※ ※事業承継促進枠、専門家活用枠、事業統合投資類型と併用申請する場合は、各事業における事業費の補助率に従う
対象経費	設備費、産業財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費等	謝金、旅費、外注費、委託費、システム利用料、保険料	設備費、外注費、委託費等	廃業支援費、在庫廃棄費、解体費、原状回復費、リースの解約費、移転・移設費用（併用申請の場合のみ）

お問い合わせ先

補助金事務局の決定後、窓口を設置予定。

応募方法等の詳細はこちらからご確認ください

公募サイト



本日ご紹介する支援施策

1. 中小企業成長加速化支援事業（中小企業成長加速化補助金）
2. サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）
3. 小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）
4. 事業承継・M & A 支援事業（事業承継・M & A 補助金）
5. **ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）**
6. 中小企業省力化投資補助事業（中小企業省力化投資補助金）
7. 中小企業新事業進出促進事業（中小企業新事業進出補助金）
8. 事業再構築補助金
9. 中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金
10. 成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業）
11. 省エネ関連支援施策
12. 各種税制

令和6年度補正予算

「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」の概要

- 足下の賃上げ状況等を踏まえ、基本要件を見直し。
- 中小企業等の企業規模に応じた投資ニーズに対応するため、補助金額に係る従業員規模区分を見直し、補助金上限額を一部拡充。
- 力強い賃上げの実現に向けて対応する中小企業等の取り組みを支援し、賃上げ環境を整備するため、最低賃金引上げ特例を創設。

予算額	令和6年度補正予算「中小企業生産性革命推進事業」3,400億円の内数																				
基本要件	以下の要件を全て満たす3～5年の事業計画書の策定及び実行 ① <u>付加価値額の年平均成長率が+3.0%以上増加</u> ② <u>1人あたり給与支給総額の年平均成長率が事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上</u> <u>又は給与支給総額の年平均成長率が+2.0%以上増加</u> ③ <u>事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+30円以上の水準</u> ④ 次世代育成支援対策推進法に基づく<u>一般事業主行動計画を公表等</u>（従業員21名以上の場合のみ） ※最低賃金引上げ特例適用事業者の場合、基本要件は①、②、④のみとする。 ※ 3～5年の事業計画に基づき事業を実施していただくとともに、毎年、事業化状況報告を提出いただき、<u>事業成果を確認</u>します。 ※ 基本要件等が未達の場合、<u>補助金返還義務</u>があります。																				
支援内容	<table><tr><td></td><td>製品・サービス高付加価値化枠</td><td>グローバル枠</td></tr><tr><td>概 要</td><td>革新的な新製品・新サービス開発による高付加価値化</td><td>海外事業の実施による国内の生産性向上</td></tr><tr><td>補助上限額</td><td>5人以下 750万円（850万円） 6～20人 1,000万円（1,250万円） 21～50人 1,500万円（2,500万円） 51人以上 2,500万円（3,500万円）</td><td>3,000万円（3,100万円～4,000万円）</td></tr><tr><td>（特例措置）</td><td colspan="2">大幅賃上げ特例（補助上限額を100～1,000万円上乗せ。上記カッコ内の金額は特例適用後の上限額。最低賃金引上げ特例事業者、各申請枠の上限額に達していない場合は除く。下記①、②のいずれか一方でも未達の場合、補助金返還義務あり。） ① 給与支給総額の年平均成長率+6.0%以上増加、② 事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準</td></tr><tr><td>補 助 率</td><td>中小企業1/2、小規模・再生2/3</td><td>中小企業1/2、小規模2/3</td></tr><tr><td>（特例措置）</td><td colspan="2">最低賃金引上げ特例（補助率を2/3に引上げ（小規模・再生事業者は除く）。 ・ 指定する一定期間において、3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いること</td></tr></table>				製品・サービス高付加価値化枠	グローバル枠	概 要	革新的な新製品・新サービス開発による高付加価値化	海外事業の実施による国内の生産性向上	補助上限額	5人以下 750万円（850万円） 6～20人 1,000万円（1,250万円） 21～50人 1,500万円（2,500万円） 51人以上 2,500万円（3,500万円）	3,000万円（3,100万円～4,000万円）	（特例措置）	大幅賃上げ特例（補助上限額を100～1,000万円上乗せ。上記カッコ内の金額は特例適用後の上限額。最低賃金引上げ特例事業者、各申請枠の上限額に達していない場合は除く。下記①、②のいずれか一方でも未達の場合、補助金返還義務あり。） ① 給与支給総額の年平均成長率+6.0%以上増加、② 事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準		補 助 率	中小企業1/2、小規模・再生2/3	中小企業1/2、小規模2/3	（特例措置）	最低賃金引上げ特例（補助率を2/3に引上げ（小規模・再生事業者は除く）。 ・ 指定する一定期間において、3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いること	
	製品・サービス高付加価値化枠	グローバル枠																			
概 要	革新的な新製品・新サービス開発による高付加価値化	海外事業の実施による国内の生産性向上																			
補助上限額	5人以下 750万円（850万円） 6～20人 1,000万円（1,250万円） 21～50人 1,500万円（2,500万円） 51人以上 2,500万円（3,500万円）	3,000万円（3,100万円～4,000万円）																			
（特例措置）	大幅賃上げ特例（補助上限額を100～1,000万円上乗せ。上記カッコ内の金額は特例適用後の上限額。最低賃金引上げ特例事業者、各申請枠の上限額に達していない場合は除く。下記①、②のいずれか一方でも未達の場合、補助金返還義務あり。） ① 給与支給総額の年平均成長率+6.0%以上増加、② 事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準																				
補 助 率	中小企業1/2、小規模・再生2/3	中小企業1/2、小規模2/3																			
（特例措置）	最低賃金引上げ特例（補助率を2/3に引上げ（小規模・再生事業者は除く）。 ・ 指定する一定期間において、3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いること																				
補助対象経費	<共通> 機械装置・システム構築費（必須）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費 <グローバル枠のみ> 海外旅費、通訳・翻訳費、広告宣伝・販売促進費																				
その他	収益納付は求めない。																				

(参考) 一般事業主行動計画

【一般事業主行動計画】

事業主が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たって、①計画期間②目標③目標を達成するための対策の内容と実施時期を具体的に盛り込み策定するもの。

※次世代育成支援対策推進法に基づき策定することとなっている。常時雇用する従業員が101人以上の企業は計画を策定し、その旨を都道府県労働局に届け出ることが義務とされています。(100人以下の企業は努力義務)

モデル計画 A：育児をしている社員が多く、いろいろなニーズのある会社

_____ 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 _____ 年 _____ 月 _____ 日～ _____ 年 _____ 月 _____ 日までの _____ 年間

2. 内容

目標 1：育児休業を取得予定の社員及び育児休業から復帰した社員に対するメンター制度を導入する。

<対策>

- _____ 年 _____ 月～ 社員へのアンケート調査、検討開始
- _____ 年 _____ 月～ 運用ルールの検討、メンター選定
- _____ 年 _____ 月～ 運用ルールの決定、メンター研修の実施
制度導入、社内報などによる社員への周知

目標 2： _____ 年 _____ 月までに、小学校就学前の子を持つ社員が、希望する場合に利用できる短時間勤務制度を導入する。

<対策>

- _____ 年 _____ 月～ 社員へのアンケート調査、検討開始
- _____ 年 _____ 月～ 制度の導入、社内報などによる社員への周知

目標 3： _____ 年 _____ 月までに、子の看護休暇制度を拡充する（子の対象年齢の拡大、育児・介護休業法の規定を上回る日数付与、いわゆる「中抜け」（就業時間の途中から時間単位の休暇を取得し、就業時間の途中に再び戻ること）で取得できる制度など）。

<対策>

- _____ 年 _____ 月～ 社員へのアンケート調査、検討開始
- _____ 年 _____ 月～ 制度の導入、社内報などによる社員への周知

一般事業主行動計画の策定例

- **モデル計画A**：育児をしている社員が多く、いろいろなニーズのある会社
Word:28KB PDF:60KB
- **モデル計画B**：育児をしている社員が多いが、長時間労働になりがちな会社
Word:26KB PDF:83KB
- **モデル計画C**：出産をきっかけに退職する女性従業員が多いため、出産前後の支援を強化したい会社
Word:25KB PDF:80KB
- **モデル計画D**：男女とも育児休業等が進んでいない会社
Word:26KB PDF:69KB
- **モデル計画E**：20～30代の男性従業員が多く長時間労働になりがちである会社
Word:25KB PDF:67KB
- **モデル計画F**：認定を目指し、両立支援対策の充実を目指す会社
Word:27KB PDF:80KB
- **モデル計画G**：高齢者が多いこと等により育児をしている社員がほとんどいない会社
Word:24KB PDF:75KB
- **モデル計画H**：地域等に対する次世代育成支援対策を行いたい会社
Word:25KB PDF:74KB
- **モデル計画I**：「両立指標」を使って目標設定等を行う会社
Word:23KB PDF:75KB
- **モデル計画J**：既にくるみん認定を受けており、両立支援制度が十分に整っている会社
Word:25KB PDF:71KB
- **モデル計画K**：正社員の両立支援制度が整っている会社
Word:26KB PDF:83KB
- **全モデル計画A～K**
Word:60KB PDF:140KB

出所：両立支援のひろば（厚生労働省）
<https://ryouritsu.mhlw.go.jp/hiroba/manual.php>

本日ご紹介する支援施策

1. 中小企業成長加速化支援事業（中小企業成長加速化補助金）
2. サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）
3. 小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）
4. 事業承継・M & A 支援事業（事業承継・M & A 補助金）
5. ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）
6. **中小企業省力化投資補助事業（中小企業省力化投資補助金）**
7. 中小企業新事業進出促進事業（中小企業新事業進出補助金）
8. 事業再構築補助金
9. 中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金
10. 成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業）
11. 省エネ関連支援施策
12. **各種税制**

中小企業省力化投資補助事業

3,000億円 (中小企業等事業再構築促進基金を活用 令和6年に再編)

事業の内容

事業目的

中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするために、人手不足に悩む中小企業等に対して、省力化投資を支援する。これにより、中小企業等の付加価値額や生産性向上を図り、賃上げにつなげることを目的とする。

事業概要

(1) カタログ注文型

清掃ロボット、自動券売機、スチームコンベクションオーブン、無人搬送車等の人手不足解消に効果がある汎用製品を「カタログ」に掲載し、中小企業等が選択して導入できるようにすることで、簡易で即効性がある省力化投資を促進する。

(2) 一般型

業務プロセスの自動化・高度化やロボット生産プロセスの改善、デジタルトランスフォーメーション(DX)等、中小企業等の個別の現場の設備や事業内容等に合わせた設備導入・システム構築等の多様な省力化投資を促進する。

事業スキーム (対象者、対象行為、補助率等)



※これまで実施してきた中小企業等事業再構築促進事業のスキーム

枠・類型	補助上限額 ※カッコ内は大幅員上げを行う場合		補助率
カタログ注文型	5人以下 6~20人 21人以上	200万円 (300万円) 500万円 (750万円) 1000万円 (1500万円)	1/2
一般型	5人以下 6~20人 21~50人 51~100人 101人以上	750万円 (1,000万円) 1,500万円 (2,000万円) 3,000万円 (4,000万円) 5,000万円 (6,500万円) 8,000万円 (1億円)	1/2、小規模・再生 2/3 ※補助金額1,500万円までは1/2もしくは2/3、1,500万円を超える部分は1/3 ※最低賃金引上げ特例：補助率を2/3に引上げ（小規模・再生事業者は除く。）

導入支援イメージ

カタログ注文型

・自動券売機



・無人搬送車

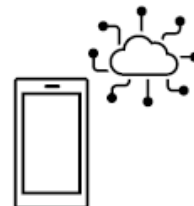


一般型

・カスタマイズ機器



・ソフト+ハード



人手不足解消に効果のある「省力化投資」を後押しするための

中小企業 省力化投資補助金

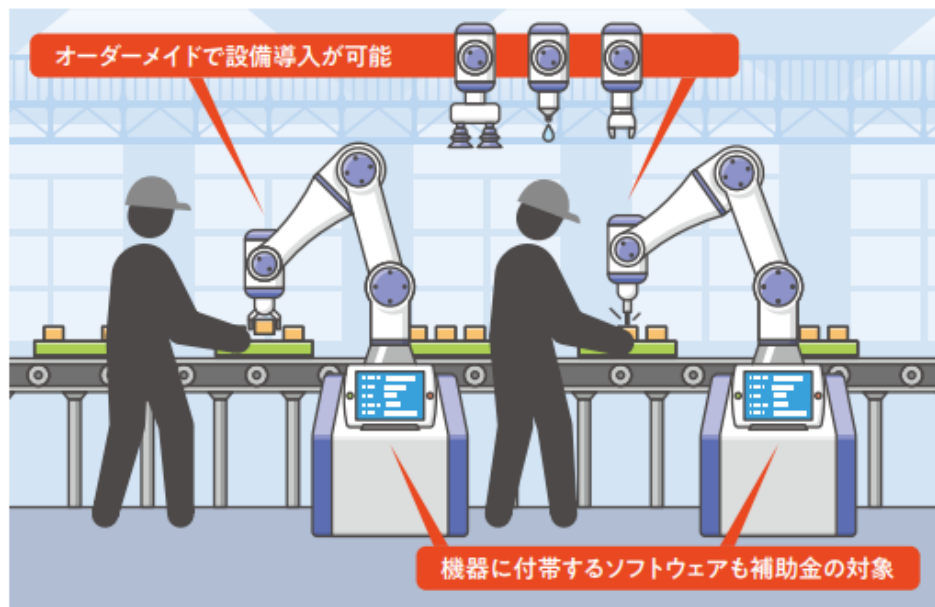
事業内容に合わせて多様な設備やシステムが導入できる

一般型 NEW!

補助率[※]
中小企業 **1/2** | 小規模・再生 **2/3**
補助上限額
最大 **1億円**

- オーダーメイド・セミオーダーメイド性のある設備導入・システム構築など、多様なニーズに応えます。
- 公募制で、省力化指数などに関する詳細な事業実施計画を作成。3ヶ月程度の審査を経て、交付決定されます。
- 大幅賃上げ特例(補助上限額アップ)、最低賃金引き上げ特例(補助率2/3にアップ)があります。

※補助金額1,500万円までは1/2 もしくは2/3(小規模・再生事業者)、1,500万円を超える部分は1/3。



例えば、通信販売事業で

オンラインショッピングの顧客数・購買量の増加に対応するため、自動梱包機と倉庫管理システムをオーダーメイドで開発・導入

例えば、自動車関連部品製造事業で

検査が難しい微細な部品製造を効率的に行うため、現場に合わせ、最新のデジタルカメラやAI技術を活用した自動外観検査装置を導入

中小企業省力化投資補助金とは、 人手不足解消に効果のあるロボットやIoTなどの製品や設備・システムを導入するための経費を国が補助することにより、中小企業の省力化投資を促進し売上拡大や生産・業務プロセスの効率化を図るとともに、賃上げにつなげることを目的とした補助金です。

Be a Great Small.
中小機構

中小企業 省力化投資補助金 一般型 **NEW!**

補助率[※]
中小企業 **1/2** | 小規模・再生 **2/3**
補助上限額
最大 **1億円**

※補助金額1,500万円までは1/2 もしくは2/3(小規模・再生事業者)、1,500万円を超える部分は1/3。

● 補助対象となる事業

人手不足の中小企業などが、省力化効果のあるオーダーメイド・セミオーダーメイド性のある設備やシステムなどを導入し、「労働生産性 年平均成長率4%向上」を目指す事業計画に取り組むものが対象です。

- 基本要件**

 - 労働生産性の年平均成長率が+4%以上増加
 - 1人あたり給与支給総額の年平均成長率が事業実施都道府県における最低賃金の最近5年間の年平均成長率以上または給与支給総額の年平均成長率が+2%以上増加
 - 事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+30円以上の水準
 - 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表など(従業員数21名以上の場合のみ)の基本要件を全て満たす3～5年の事業計画に取り組むこと。

※最低賃金引き上げ特例事業者の場合、基本要件は①、②、③のみとします。※3～5年の事業計画に基づき事業を実施していただくとともに、毎年、効果報告を提出いただき、事業成果を確認します。※基本要件などが未達の場合、補助金返還義務があります。

その他要件

 - 補助事業者の業務領域・導入環境において、当該事業計画により業務量が削減される割合を示す省力化効果が見込まれる事業計画を策定すること。
 - 事業計画上の投資回収期間を模擬資料とともに提出すること。
 - 3～5年の事業計画期間内に、補助事業において、設備投資前と比較して付加価値額が増加する事業計画を策定すること。
 - 人手不足の解消に向けて、オーダーメイド設備などの導入を行う事業計画を策定すること。

※カタログ注文型の製品カタログに登録されているカテゴリに該当する製品について、本事業で導入する場合は審査の際に考慮します。

● 補助率と補助上限額

従業員数	補助率 [※]	補助上限額	大幅な賃上げを行う場合
5名以下	中小企業 1/2	750万円	1,000万円
6～20名		1,500万円	2,000万円
21～50名		3,000万円	4,000万円
51～100名	小規模・再生 2/3	5,000万円	6,500万円
101名以上		8,000万円	1億円

※補助金額1,500万円までは1/2 もしくは2/3(小規模・再生事業者)、1,500万円を超える部分は1/3。

- 補助上限額がアップする
【大幅賃上げ特例】の適用要件**

①給与支給総額の年平均成長率+6%以上増加 ②事業場内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準

※最低賃金引き上げ特例事業者は除く。※上記①、②のいずれか一方でも未達の場合、員中種の従業員規模別の補助上限額との差額について補助金を返還。
- 補助率が2/3にアップする
【最低賃金引き上げ特例】の適用要件**

中小機構が指定する一定期間において、3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いること

※小規模・再生事業者は除く。※補助金額1,500万円までが対象となる。

● 申請から事業完了までの流れ



本補助金の詳細や公募スケジュール、公募要領などはこちらから

中小企業省力化投資補助事業ホームページ <https://shoryokuka.smrj.go.jp/>

お問い合わせは、本補助事業コールセンターまで あらかじめ上記ホームページの掲載資料や「よくあるご質問」をご確認のうえ、お問い合わせください。

ナビダイヤル

0570-099-660

IP電話などからの
お問い合わせ

03-4335-7595

● 受付時間：9:30～17:30 / 月曜～金曜(土・日・祝日除く) ※通話料がかかります。恐れ入りますが、繋がらない場合は、しばらくしてからお電話ください。

簡易で即効性のある省力化投資に「**カタログ注文型**」もご活用ください!
— カatalogから選んだ汎用製品を導入 —



人手不足解消に効果のある「省力化投資」を後押しするための

中小企業 省力化投資補助金

簡易で即効性のある省力化投資に

カタログ注文型

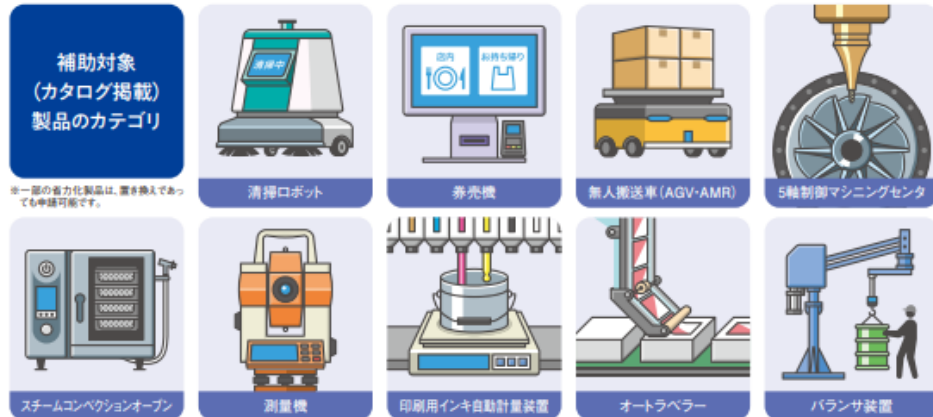
補助率
1/2以下

補助上限額
最大 1,500万円

- 対象製品のリスト(カタログ)に登録された汎用製品から事業課題に合わせて省力化製品を選択できます。
- 申請手続きが簡易で、申請から交付決定まで最短1ヶ月。随時公募受付のため、いつでも申請が可能です。
- 省力化製品の「販売事業者」が、省力化製品の導入と補助金申請・手続きをサポートします(共同申請)。「販売事業者」の選択幅が広がり、より使いやすくなりました!

販売事業者も募集!

2025年2月28日以降、裏面記載のホームページから「販売事業者」登録申請が可能になります。



サービス業から製造業まで、様々な業種向けの製品をラインアップ!

※2025年2月現在

【清掃・配膳ロボット、バックヤード業務サポート】清掃ロボット／配膳ロボット／飲料補充ロボット 【店舗・施設向けセルフ対応型機器】券売機／自動精算機／自動チェックイン機 【店舗・施設向けバックヤード業務サポート】物品貸出管理機／入出金機 【厨房サポート】スチームコンベクションオーブン／自動フライヤー 【セルフ式ガソリンスタンド向け】タブレット型給油許可システム 【自動車整備】自動調色システム／自動車向け溶接機(スポット溶接機)／自動車向け溶接機(パルス制御溶接機) 【美容機器】美容ライト脱毛器 【食品機械】食品包膜機(食品包み機、餃子成型機等) 【物流システム機器】無人搬送車(AGV・AMR)／検品・仕分システム／自動倉庫／ピッキングカートシステム／ラックシステム(垂直回転ラック)／ラックシステム(移動ラック)／ラックシステム(流動ラック)／垂直搬送機(貨物専用) 【印刷機械、紙加工関連機械】デジタル紙面色校正装置(グラビア、紙器パッケージ用デジタルブルー)／印刷用紙高検査装置／印刷用インキ自動計量装置／産業用収容デジタル印刷機／印刷用紙反転機／自動紙折機／印刷用インキ自動計量装置／印刷用紙反転機／自動紙折機／印刷用紙反転機／自動紙折機／印刷用紙反転機／自動紙折機

どんどん追加中!

【商業用分庫回収】近赤外線センサ式プラスチック材質選別機 【南移動・運搬サポート】バラサ装置 【ラベル貼り付け】オートラベラー 【測量機器】測量機(自動視準・自動追尾機能付高精度測距器・タラステーショ)／地上型3Dレーザースキャナ／GNSS測量機(RTK) 【高機能建設機械】マシンコントロールマシンガイダンス機能付ショベル／チャルトローダータ付ショベル 安全装置付ショベル 【解体機】シンダーコンクリート解体機 【建設現場作業】建設現場作業ロボット(鉄筋組立作業ロボット) 【プレス加工用機器】一本バー搬送ロボット／プレス用多関節ロボット／鍛圧・板金加工用バリ取り装置／パイプベンダー用投入・排出ロボット／板金機械用材料シート自動搬入装置／板金機械用材料シート自動搬出装置／プレスブレーキ用金型自動交換装置／コイルライン／プレス間搬送ロボット 【諸通用機器】諸通用自動バリ取り装置／諸通用自動注湯機／諸通用ブラスト装置 【非破壊検査装置】インライン非破壊検査装置(内部不良検査)／インライン非破壊検査装置(外部不良検査) 【工作機械】5軸制御マシニングセンター／複合加工機／ツールアプリーセンター 【プラスチック機械】原料自動計量混合搬送装置 【表面処理】蛍光X線膜厚測定器 【縫製機械】自動裁断機

中小企業 省力化投資補助金 カタログ注文型

補助率
1/2以下

補助上限額
最大 1,500万円

● 補助対象となる事業

人手不足の中小企業などが、省力化製品を対象製品のリスト(カタログ)から選んで導入し、販売事業者と共同で「労働生産性年平均成長率3%以上」を目指す事業計画^{※1}に取り組むものを対象とします。

申請時に全ての従業員の賃金が最低賃金を超えていること、補助金の重複に該当しないことなどの要件^{※2}を満たす必要があります。また、補助金の交付が決定された場合でも事業実績報告の審査によって補助額の減額となる場合があります。

※1. 公募要領「4-1. 補助対象事業の要件」を参照。 ※2. 公募要領「4-2. 補助対象事業者の要件」を参照。

● 補助率と補助上限額

従業員数	補助率	補助上限額	大幅な賃上げを行う場合
5名以下	1/2以下	200万円	300万円に引き上げ
6~20名		500万円	750万円に引き上げ
21名以上		1,000万円	1,500万円に引き上げ

※各申請における補助額の合計が補助上限額に達するまでは、複数回の応募・交付申請が可能です。

補助上限額がアップする
[大幅賃上げ特例]の
適用要件

事業終了時に①給与支給総額+6%以上かつ、②事業場内最低賃金+45円以上とする計画を策定し申請する必要があります

※上記①、②のいずれか一方でも未達の場合、補助額の減額となります。

● 申請から事業完了までの流れ



販売事業者も募集!

2025年2月28日以降、下記ホームページから「販売事業者」登録申請が可能になります。

本補助金の詳細や対象製品のリスト(カタログ)、公募要領などはこちらから

中小企業省力化投資補助事業ホームページ <https://shoryokuka.smrj.go.jp/>

お問い合わせは、本補助事業コールセンターまで

あらかじめ上記ホームページの掲載資料や「よくあるご質問」をご確認のうえ、お問い合わせください。

ナビダイヤル 0570-099-660

IP電話などからのお問い合わせ 03-4335-7595

● 受付時間：9:30～17:30/月曜～金曜(土・日・祝日除く) ※通話料がかかります。恐れ入りますが、繋がらない場合は、しばらくたってからおかけください。

カタログ注文型 省力化製品に関わる工業会・製造事業者・販売事業者のみならず

カタログ登録サポートセンター 03-6746-1530 でご相談受付中!

中小企業省力化投資補助金とは、人手不足解消に効果のあるロボットやIoTなどの製品や設備・システムを導入するための経費を国が補助することにより、中小企業の省力化投資を促進し売上拡大や生産・業務プロセスの効率化を図るとともに、賃上げにつなげることを目的とした補助金です。

Be a Great Small.
中小機構

全都道府県に、インフォメーション窓口を設けています。詳しくは上記ホームページをご確認ください。

本日ご紹介する支援施策

1. 中小企業成長加速化支援事業（中小企業成長加速化補助金）
2. サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）
3. 小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）
4. 事業承継・M & A 支援事業（事業承継・M & A 補助金）
5. ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）
6. 中小企業省力化投資補助事業（中小企業省力化投資補助金）
7. **中小企業新事業進出促進事業（中小企業新事業進出補助金）**
8. 事業再構築補助金
9. 中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金
10. 成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業）
11. 省エネ関連支援施策
12. 各種税制

中小企業新事業進出促進事業（中小企業省力化投資補助事業を再編）

1,500億円（既存基金を活用）

中小企業庁経営支援部 イノベーションチーム

事業の内容

事業目的

人手不足や賃上げといった昨今の経済社会の変化の中で、中小企業等が成長する過程においては、既存事業の拡大に加え、新たな事業の柱となる新事業への挑戦が重要。既存事業と異なる事業への前向きな挑戦であって、新市場・高付加価値事業への進出を後押しすることで、中小企業等が企業規模の拡大・付加価値向上を通じて生産性向上を図り、賃上げにつなげていくことを目的とする。

事業概要

企業の成長・拡大を通じた生産性向上や賃上げを促すために、中小企業等が行う、既存事業とは異なる、新市場・高付加価値事業への進出にかかる設備投資等を支援。

基本要件

基本要件

- 企業の成長・拡大に向けた新規事業への挑戦
※事業者にとって新製品（又は新サービス）を新規顧客に提供する新たな挑戦であること
- 付加価値額の年平均成長率+4.0%以上増加
- 1人あたり給与支給総額の年平均成長率が事業実施都道府県における最賃の直近5年間の年平均成長率以上、
又は、給与支給総額の年平均成長率+2.5%以上増加
- 事業所内最低賃金が地域別最低賃金+30円以上水準
- 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等

補助上限、補助率等

補助上限

従業員数20人以下 2,500万円（3,000万円）
従業員数21～50人 4,000万円（5,000万円）
従業員数51～100人 5,500万円（7,000万円）
従業員数101人以上 7,000万円（9,000万円）

※補助下限750万円

※大幅賃上げ特例適用事業者（事業終了時点で①事業場内最低賃金+50円、②給与支給総額+6%を達成）の場合、補助上限額を上乗せ。（上記カッコ内の金額は特例適用後の上限額。）

補助率

1/2

事業実施期間

交付決定日から14か月以内（ただし採択発表日から16か月以内）

対象経費

建物費、構築物費、機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費

事業スキーム



新規事業への進出により、
企業の成長・拡大を図る中小企業の皆様へ

中小企業新事業進出補助金

新規事業への挑戦を目指す中小企業の設備投資を促進!!

公募開始時期:調整中



既存の事業とは異なる、新市場・高付加価値事業への進出にかかる設備投資等を支援

【活用イメージ】

- 機械加工業でのノウハウを活かして、新たに半導体製造装置部品の製造に挑戦
- 医療機器製造の技術を活かして蒸留所を建設し、ウイスキー製造業に進出

※ 申請にはGビズIDプライムアカウント」の取得が必要です。取得未了の方は、あらかじめGビズIDプライムアカウント取得手続きを行ってください。

新事業進出補助金

検索



【補助事業概要】

項目	内容
補助対象者	企業の成長・拡大に向けた新規事業への挑戦を行う中小企業等
補助上限額	従業員数20人以下 2,500万円(3,000万円) 従業員数21～50人 4,000万円(5,000万円) 従業員数51～100人 5,500万円(7,000万円) 従業員数101人以上 7,000万円(9,000万円) ※補助下限750万円 ※大幅賃上げ特例適用事業者(事業終了時点で①事業場内最低賃金+50円、②給与支給総額+6%を達成)の場合、補助上限額を上乗せ。(上記カッコ内の金額は特例適用後の上限額。)
補助率	1/2
基本要件	中小企業等が、企業の成長・拡大に向けた新規事業(※)への挑戦を行い、 (※事業者にとって新製品(又は新サービス)を新規顧客に提供する新たな挑戦であること) ①付加価値額の年平均成長率が+4.0%以上増加 ②1人あたり給与支給総額の年平均成長率が、事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上、 又は給与支給総額の年平均成長率+2.5%以上増加 ③事業所内最低賃金が事業実施都道府県における地域別最低賃金+30円以上の水準 ④次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等の基本要件を全て満たす3～5年の事業計画に取り組むこと。
補助事業期間	交付決定日から14か月以内(ただし採択発表日から16か月以内)
補助対象経費	建物費、構築物費、機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費
その他	・ 収益納付は求めません。 ・ 基本要件②、③が未達の場合、未達成率に応じて補助金返還を求めます。ただし、付加価値が増加していないかつ企業全体として営業利益が赤字の場合や、天災など事業者の責めに帰さない理由がある場合は返還を免除します。

【事業スキーム】



問い合わせ先

補助金事務局の決定後
掲載予定



iGrants
(ID取得)

※ 補助金制度については現在検討中であり、予告なく変更する場合があります。
※ 申請にはGビズIDプライムアカウント」の取得が必要です。取得未了の方は、あらかじめGビズIDプライムアカウント取得手続きを行ってください。

本日ご紹介する支援施策

1. 中小企業成長加速化支援事業（中小企業成長加速化補助金）
2. サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）
3. 小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）
4. 事業承継・M & A 支援事業（事業承継・M & A 補助金）
5. ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）
6. 中小企業省力化投資補助事業（中小企業省力化投資補助金）
7. 中小企業新事業進出促進事業（中小企業新事業進出補助金）
8. **事業再構築補助金**
9. 中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金
10. 成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業）
11. 省エネ関連支援施策
12. **各種税制**

事業再構築補助金

ポストコロナに対応した事業再構築をこれから行う事業者を重点的に支援

対象

新市場進出、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する、中小企業等の挑戦を支援します！

STEP1 基本要件（他事業類型ごとに補助対象要件あり）

- ① 事業再構築指針に示す「事業再構築」の定義に該当する事業であること
- ② 事業計画について金融機関等や認定経営革新等支援機関の確認を受けること
- ③ 補助事業終了後3～5年で付加価値額の年平均成長率3～4%（事業類型により異なる）以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年平均成長率3～4%（事業類型により異なる）以上増加の達成

STEP2 申請手続

- 公募要領で補助対象者、申請要件、対象経費、スケジュール等を確認

- GビズIDを取得※のうえ、電子申請システムにより申請

※本補助金の申請にはGビズID（アカウント）の取得が必要です。
ID取得に一定期間を要しますので、お早めにお手続き下さい。

GビズID 検索



審査

STEP3 事業実施、フォローアップ

- 交付候補者決定、交付申請・決定を経て事業を実施

【注意】事前着手制度は廃止されました。交付決定前に事業を開始された場合は、補助金の交付対象とはなりませんのでご注意ください。

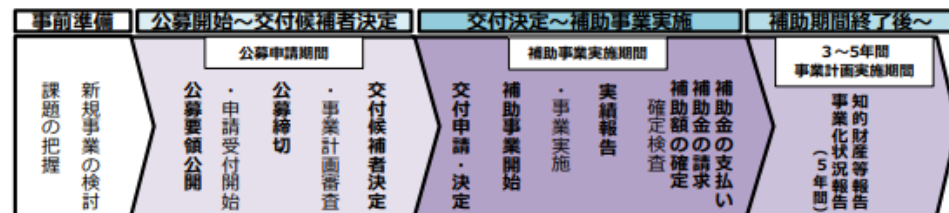
- 補助事業実施期間内に設備投資等を行い、実績報告書を提出

【注意】補助事業により取得する資産については、法に基づき財産処分に制限が課されますのでご注意ください。

- 3～5年の事業計画に基づき事業を実施し、事業化状況報告を提出

※5年間、毎年事業化状況報告を提出いただき、事業成果を確認します。

事前準備から事業終了までの流れ



事業類型の概要

事業類型	補助上限額	補助率
成長分野進出枠（通常類型） ・ポストコロナに対応した、成長分野への大胆な事業再構築にこれから取り組む事業者向け ・国内市場縮小等の構造的な課題に直面している業種・業態の事業者向け	【従業員数20人以下】 1,500万円（※2,000万円） 【従業員数21～50人】 3,000万円（※4,000万円） 【従業員数51～100人】 4,000万円（※5,000万円） 【従業員数101人以上】 6,000万円（※7,000万円） （一部廃業を伴う場合2,000万円上乗せ） ※短期に大規模な賃上げを行う場合	中小1/2（※2/3） 中堅1/3（※1/2） ※短期に大規模な賃上げを行う場合
成長分野進出枠（GX進出類型） ・ポストコロナに対応した、グリーン成長戦略「実行計画」14分野の課題の解決に資する取組をこれから行う事業者向け	・中小 【従業員数20人以下】 3,000万円（※4,000万円） 【従業員数21～50人】 5,000万円（※6,000万円） 【従業員数51～100人】 7,000万円（※8,000万円） 【従業員数101人以上】 8,000万円（※1億円） ・中堅 1億円（※1.5億円） ※短期に大規模な賃上げを行う場合	中小1/2（※2/3） 中堅1/3（※1/2） ※短期に大規模な賃上げを行う場合
コロナ回復加速化枠（最低賃金類型） ・コロナ禍が終息した今、最低賃金引上げの影響を大きく受ける事業者向け	【従業員数5人以下】 500万円 【従業員数6～20人】 1,000万円 【従業員数21人以上】 1,500万円	中小3/4（※2/3） 中堅2/3（※1/2） ※コロナで抱えた債務の借り換えを行っている場合

更なる支援措置

【規模拡大】補助事業終了後3～5年で中小・中堅企業等から中堅・大企業等へと規模拡大する事業者の上限上乗せ

【賃上げ】①継続的な賃金引上げ及び②従業員の増加に取り組む事業者の上限上乗せ

事業再構築補助金の活用イメージ

建設業

解体工事業

→建築物の解体を行う事業者が、解体作業時に発生する素材を使用した燃料製造を新たに開始。

卸売・小売業

飲食料品卸売業

→米、肥料、農薬資材等卸売事業者が、米加工品製造及び販売を新たに開始。

製造業

半導体製造装置部品製造

→半導体製造装置の技術を活用した海上風力設備の部品製造を新たに開始。

補助対象経費の例

建物費（建物の建築・改修等）、機械装置・システム構築費、技術導入費（知的財産権導入に要する経費）、外注費（加工、設計等）、広告宣伝費、販売促進費（広告作成、媒体掲載、展示会出展等）、研修費（教育訓練費等）等

【注】補助対象企業の従業員の人件費、従業員の旅費、不動産、汎用品の購入費等は補助対象外です。



第13回公募の全体像

成長分野進出枠		コロナ回復加速化枠
通常類型	GX進出類型	最低賃金類型
対象 ・ポストコロナに対応した、成長分野への大胆な事業再構築にこれから取り組む事業者 ・国内市場縮小等の構造的な課題に直面している業種・業態の事業者	・ポストコロナに対応した、グリーン成長戦略「実行計画」14分野の課題の解決に資する取組をこれから行う事業者	・コロナ禍が終息した今、最低賃金引上げの影響を大きく受ける事業者
補助上限 3,000万円 (※4,000万円) ※短期に大規模賃上げを行う場合 (従業員30人の場合)	中小：5,000万円 (※6,000万円) 中堅：1億円 (※1.5億円) ※短期に大規模賃上げを行う場合	1,500万円
補助率 ・中小企業1/2 (※2/3) ・中堅企業1/3 (※1/2) ※短期に大規模賃上げを行う場合	・中小企業1/2 (※2/3) ・中堅企業1/3 (※1/2) ※短期に大規模賃上げを行う場合	・中小企業3/4 (一部2/3) ・中堅企業2/3 (一部1/2)
対象経費 ●建物費、機械装置・システム構築費、技術導入費、外注費・専門家経費、広告宣伝費・販売促進費、研修費、廃業費 ※廃業費は成長分野進出枠（通常類型）のみ	・卒業促進上乗せ措置：中小・中堅企業等から中堅・大企業等へと規模拡大する事業者を支援 ・中長期大規模賃金引上促進上乗せ措置：継続的な賃金引上げ及び従業員増加に取り組む事業者を支援	

スケジュール、お問い合わせ先等

スケジュール

● 公募期間

- ・公募開始：令和7年1月10日（金）
- ・申請受付：令和7年2月7日（金）
- ・応募締切：令和7年3月26日（水）18：00
- ・補助金交付候補者の採択発表：令和7年6月下旬～7月上旬頃（予定）

● 電子申請の準備

申請はJGrants（電子申請システム）で受け付けます。GビズIDプライムアカウントの発行に時間を要する場合がありますので、**早めのID取得をお勧めします**。GビズIDプライムアカウントは、以下のホームページで必要事項を記載し、必要書類を郵送して作成することができます。 <https://gbiz-id.go.jp/top/>

● 事前着手届出制度

第13回公募では事前着手制度は廃止されました。交付決定日より前に購入契約（発注）等を実施したものの経費は、いかなる理由であっても全額補助対象外となりますので、ご注意ください。

お問い合わせ先

- 電子申請システムの操作方法については、電子申請システム内の「**電子申請操作マニュアル**」等をご確認ください。
- 応募に関する不明点は、ホームページに公開されている申請に関わる資料や「**よくあるご質問**」等をまずはご確認ください。
- 上記をご確認の上で、お問合せをご希望の方は、「**コールバック予約システム**」にて、事前にご希望の予約日時を選択し、連絡先等を入力してください。コールセンターからご予約の時間帯にお電話を差し上げます。

<コールバック予約システムとは>

<https://jigyousaikouchiku.go.jp/callback.html>

本日ご紹介する支援施策

1. 中小企業成長加速化支援事業（中小企業成長加速化補助金）
2. サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）
3. 小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）
4. 事業承継・M & A 支援事業（事業承継・M & A 補助金）
5. ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）
6. 中小企業省力化投資補助事業（中小企業省力化投資補助金）
7. 中小企業新事業進出促進事業（中小企業新事業進出補助金）
8. 事業再構築補助金
9. **中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金**
10. 成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業）
11. 省エネ関連支援施策
12. 各種税制

中堅・中小企業の賃上げに向けた 省力化等の大規模成長投資補助金

国庫債務負担行為含め新規公募分として**総額3,000億円** ※令和6年度補正予算案額 1,400億円

事業の内容

事業目的

地域の雇用を支える中堅・中小企業が、足元の人手不足等の課題に対応し、成長していくことを目指して行う大規模投資等を促進することで、地方においても持続的な賃上げを実現する。

事業概要

中堅・中小企業の持続的な賃上げや事業成長等を目的として以下の取り組みを行う。

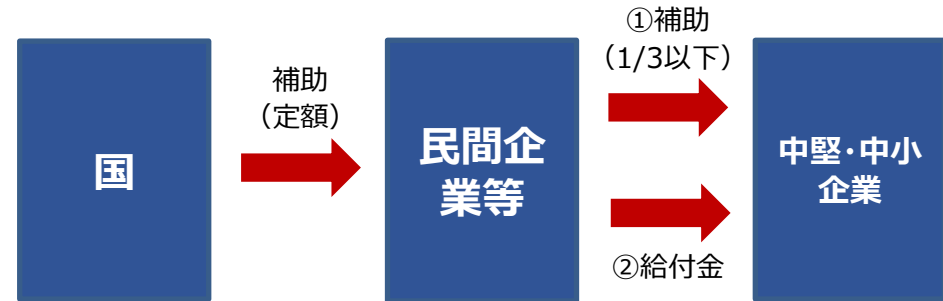
①大規模成長投資補助金

人手不足に対応するための省力化等による労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大を図るために行う工場等の拠点新設や大規模な設備投資に対して補助を行う。

②地域企業経営人材確保支援事業給付金

着実な事業成長等を実行可能な経営体制を整備するため、転籍・兼業・副業・出向等により大企業から経営人材を受け入れた場合に、給付金を給付する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



①大規模成長投資補助金：補助上限額50億円

※投資下限額は10億円

②地域企業経営人材確保支援事業給付金：給付上限額450万円

※兼業・副業・出向の場合は給付上限額200万円

成果目標

①大規模成長投資補助金：

大規模投資を通じた労働生産性の抜本的向上と事業規模の拡大により、対象事業に関わる従業員の1人当たり給与支給総額が、地域別の最低賃金の伸び率を超える伸び率を実現する。

②地域企業経営人材確保支援事業給付金：

当該事業により経営人材を確保した中堅・中小企業が、確保前の想定を上回る企業成長を達成することを目指す。



最新の設備を導入して
もっと生産性をあげたい

拠点を増やして
事業を拡大させたい

賃上げをして従業員の
モチベーションを高めたい

中堅・中小 成長投資補助金

3次公募
締め切り
令和7年
4月28日(月)

中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の 大規模成長投資補助金

地域の雇用を支える **中堅・中小企業** が、足元の人手不足等の課題に対応し、
成長していくことを目指して行う **大規模投資を促進** することで、
地方における **持続的な賃上げを実現** することを目的としています。

投資
規模

10億円以上が対象

補助
上限

50億円(補助率1/3以内)



補助金で拠点設立や大規模投資を実施

事業拡大・生産性向上

持続的な賃上げ[※]により従業員へ還元、
優秀な人材の確保も可能に

※最低賃金の年平均上昇率を上回る
賃上げ(全国平均+4.5%/年)

どんな取り組みに活用できる補助金なの？



工場や倉庫、販売拠点などの
新設や増築



最先端の機械や
省力化できる設備の購入



ソフトウェアの
購入や情報システムの構築

※詳しくは公募要綱をご確認ください。

事業概要

公募期間：令和7年3月10日(月)～4月28日(月)17時厳守

※公募要綱は3月17日(月)に公表予定です。
※公募締め切りの5営業日前までに提出された申請書類については、書類の不備等を事務局が事前に確認いたします。期日に余裕を持って申請してください。

項目	内容
1. 予算額	総額3,000億円(令和9年度までの国庫債務負担含む)
2. 補助上限額	50億円(補助率1/3以内)
3. 補助事業期間	交付決定日から最長で令和9年12月末まで
4. 補助対象者	中堅・中小企業(常時使用する従業員数が2,000人以下の会社等)※単体ベース ※一定の要件を満たす場合、中堅・中小企業を中心とした共同申請(コンソーシアム形式、最大10社)も対象となります。 ※みなし大企業や実施する補助事業の内容が農作物の生産自体に関するものなど1次産業を主たる事業としている場合は補助対象外です。
5. 補助事業の要件	①投資額10億円以上(専門経費・外注費を除く補助対象経費分) ②賃上げ要件(補助事業の終了後3年間の対象事業に関する従業員1人当たり給与支給総額の年平均上昇率が、 全国の過去3年間の最低賃金の年平均上昇率(4.5%)以上) ※持続的な賃上げを実現するため、補助金の申請時に掲げた賃上げ目標を達成できなかった場合、未達成率に応じて補助金の返還を求めます (天災など事業者の責めに帰さない理由がある場合を除く。事業者名は公表しない)。



ご注意 事務局への申請等は全て電子申請となり、申請には「G Biz ID プライムアカウント」が必要です。G Biz ID プライムアカウントは、専用ホームページで必要事項を記載し、必要書類を郵送して作成することができます。アカウントの発行に時間を要する場合がありますので、申請をご検討の方は早めにIDを取得してください。

G Biz ID についてはこちら
<https://gbiz-id.go.jp/top/>



事業の流れ



※このスケジュールは、事業内容の変更に伴って改定されることがあります。最新情報については、事務局または経済産業省のホームページをご確認ください。
※採択後の交付申請から交付決定までの審査におよそ2ヶ月を要するため、補助事業の開始時期についてはご注意ください。

詳しくは特設ウェブサイト(事務局HP)をご覧ください



特設ウェブサイト
<https://seichotoushi-hojo.jp>



中堅・中小成長投資補助金サポートセンター
050-3668-7818
平日午前10時～午後5時(土曜、日曜、年末年始を除く)

本日ご紹介する支援施策

1. 中小企業成長加速化支援事業（中小企業成長加速化補助金）
2. サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）
3. 小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）
4. 事業承継・M & A 支援事業（事業承継・M & A 補助金）
5. ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）
6. 中小企業省力化投資補助事業（中小企業省力化投資補助金）
7. 中小企業新事業進出促進事業（中小企業新事業進出補助金）
8. 事業再構築補助金
9. 中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金
10. **成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業）**
11. 省エネ関連支援施策
12. 各種税制

成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業）

中小企業庁経営支援部

イノベーションチーム

令和7年度予算案額 **123億円（128億円）**

事業目的・概要

事業目的

中小企業が下請け構造から脱却し成長を実現するためには、ものづくり基盤技術及びサービスモデルの高度化を図ることが重要。

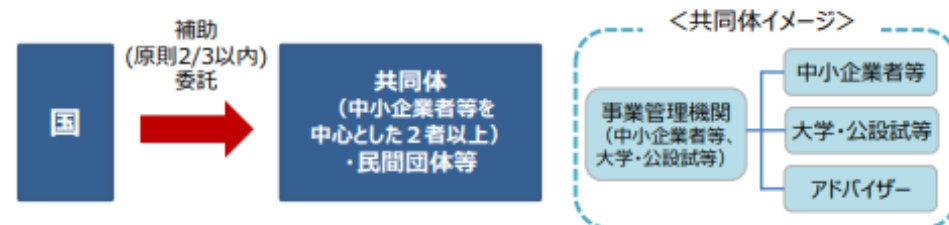
中小企業による持続的な成長のため、研究開発及びその成果の事業化を支援するとともに、中小企業が自立的にイノベーションを創出していくためのエコシステムの形成を図ることを目的とする。

事業概要

中小企業が大学・公設試等の研究機関等と連携して行う、研究開発、試作品開発等に係る取組を最大3年間支援する。加えて、採択された事業者を対象に、研究開発成果の販路開拓等についても支援する（旧戦略的基盤技術高度化・連携支援事業（サポイン事業及びサビサポ事業））。

また、中小企業によるイノベーション創出を強力に支援する活動を普及・拡大するための実証事業を行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



- 補助事業期間：2～3年
- 補助上限額：（通常枠）単年4,500万円、3年間9,750万円
（出資獲得枠）単年1億円、3年間3億円
- 補助率：（中小企業者等）原則2/3以内（大学・公設試等）原則定額
※課税所得15億円超の中小企業者等は1/2以内
- 委託：補助事業に係る評価・分析、販路開拓支援等

成果目標・事業期間

- 短期的には、事業終了時点での以下の達成を目指す。
 - ・個々のプロジェクトの研究開発達成度50%超
- 最終的には、事業終了後5年経過時点で以下の達成を目指す。
 - ・事業化を達成するプロジェクトが50%超
 - ・補助事業者全体の付加価値額が15%以上向上
 - ・補助事業者全体の給与支給総額が7.5%以上向上
 - ・補助事業の総売上累計額が総予算投入額の150%

成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業） 公募概要

※詳細は公募要領等を参照ください

➤ 公募期間

- ・令和7年2月中旬～令和7年4月中旬（予定）※中企庁事前予告情報より
- ・最新の公募情報等については、中小企業庁のHP等でご確認ください。

➤ 申請方法

- ・e-Rad(府省共通研究開発管理システム)

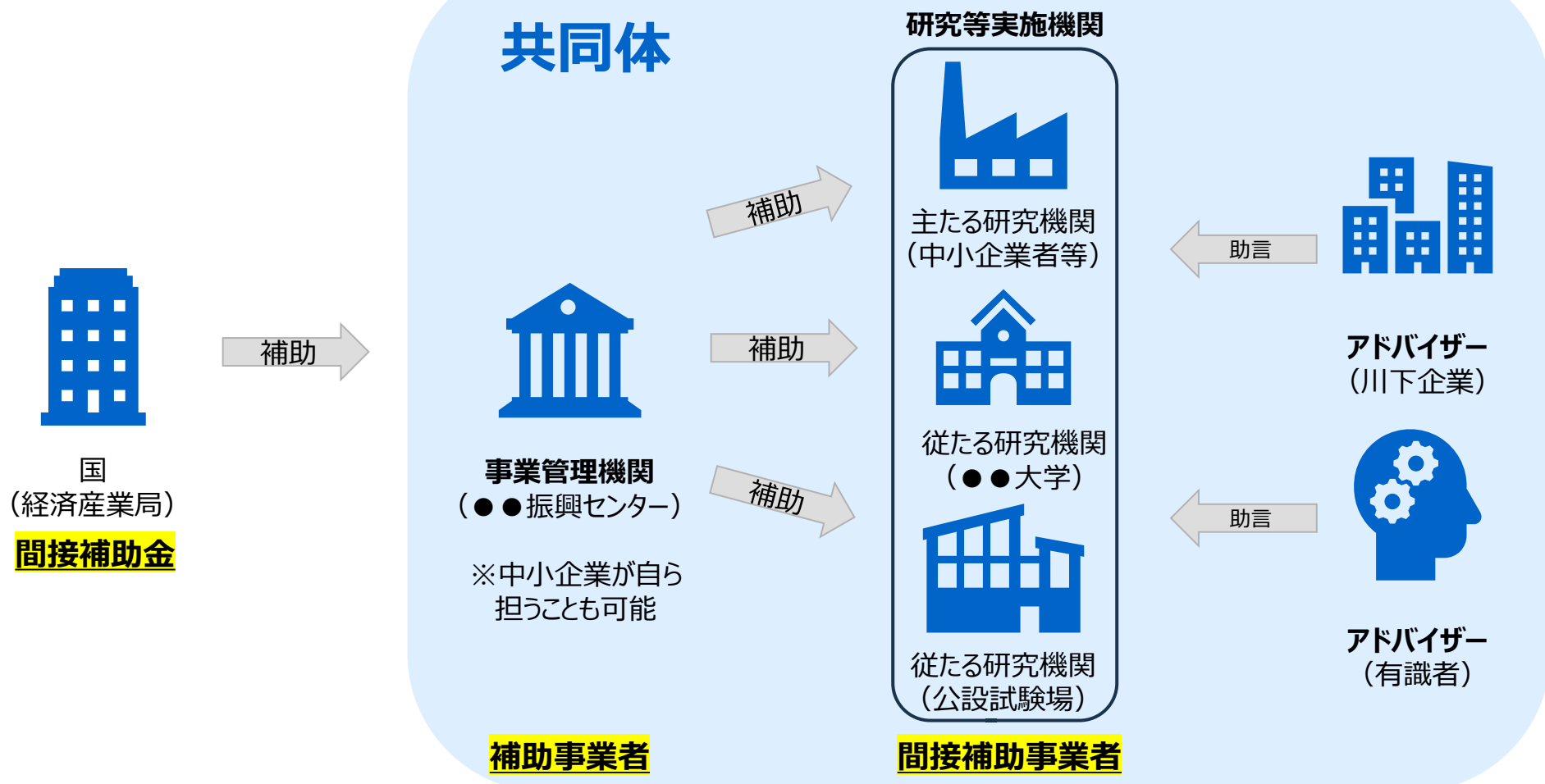
➤ 申請対象者

- ・中小企業者等を中心とした、研究等実施機関、事業管理機関を含む2者以上で構成された**共同体**が対象。
- ・大企業（自治体等公的機関を除く）はアドバイザーに限り共同体に参画することができます。
- ・中小企業者等が受け取る補助金額が、共同体全体の補助金額の「2/3以上」である必要があります。

➤ 申請対象事業

- ・事業化につながる可能性の高い研究開発、試作品開発及び販路開拓の取組。また、本事業の補助対象期間の終了後5年以内を目処に事業化を達成する目標が策定できる事業。
- ・中小企業の特定制品づくり基盤技術及びサービスの高度化等に関する指針（**高度化指針**）と整合がとれている事業。

(参考) 同体イメージ



申請枠

①通常枠

- ・中小企業者等が大学・公設試等と連携し、高度化指針を踏まえて行う研究開発等を支援する枠

②出資獲得枠

- ・高度化指針を踏まえて研究開発等を行う中小企業者等であって、補助事業開始（初年度交付決定日）から補助事業終了後 1 年までの間に、当該研究開発プロジェクトに関し、ファンド等の出資者からの出資を受けることが見込まれる事業者を支援する枠

【ファンド等の要件】※詳細は公募要領等をご確認ください。

- ・業として中小企業への投資機能を有し、中小企業の事業化支援機能を有する法人等（地銀ファンド等）であること。
- ・日本国内において、現に中小企業の事業化を支援する拠点を有し、中小企業をハンズオン支援できる常駐スタッフを 配置していること。
- ・高度化指針を踏まえた研究開発の事業化を目指す中小企業に対して支援する能力（ハンズオン能力）を有すること。

【その他の要件】

- ・公募申請時に、当該研究開発プロジェクトが成功した場合には、主たる研究等実施機関に出資する旨のファンド等の出資者による誓約書の提出があること（出資予定額及び出資予定時期の記載必須）。

※当該研究開発プロジェクトが成功したにも関わらず、初年度交付決定日から補助事業終了後 1 年間経過後までの累計出資額が、補助金として支払われた額の 1 / 2 を正当な理由なく下回った場合、以降当該ファンド等は本事業におけるファンド等として認めません。また、当該ファンド等の名称については、公表する場合があります。

補助対象経費

物品費	設備備品費、消耗品費
人件費・謝金	人件費（研究員費、管理員費、補助員雇上費）、謝金
旅費	旅費
その他	外注費※、印刷製本費、運搬費、クラウドサービス利用費、知的財産権関連経費、マーケティング調査費、賃貸借費等
委託費	事業の遂行に必要な調査等（共同・受託研究を含む）を委託するために支払われる経費 ※研究開発計画のうち本質的な部分（研究開発要素がある業務）を共同体外へ委託、外注することは不可
間接経費	直接経費合計の30%を上限に計上可能

補助事業期間、補助金額、補助率

	通常枠	出資獲得枠
補助事業期間	2年度又は3年度	
補助金額 （上限額） ※公募時の補助金 申請額が上限額と なるため注意	（補助事業あたり） 単年度で 4, 500万円以下 2年度の合計で 7, 500万円以下 3年度の合計で 9, 750万円以下	（補助事業あたり） 単年度で 1億円以下 2年度の合計で 2億円以下 3年度の合計で 3億円以下 ※補助上限額はファンド等が出資を予定している金額の2倍を上限
補助率	■ 中小企業者等…原則 2 / 3 以内 ※課税所得15億円以上等の中小企業者等又はNPO法人は 1 / 2 以内 ■ A機関及びB機関…A機関又はB機関が事業管理機関として共同体に参加している場合は定額 ただし、補助率 2 / 3 が適用される場合がある（詳細は次ページ） A機関又はB機関が事業管理機関として共同体に参加していない場合は 2 / 3 以内	

本日ご紹介する支援施策

1. 中小企業成長加速化支援事業（中小企業成長加速化補助金）
2. サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）
3. 小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）
4. 事業承継・M & A 支援事業（事業承継・M & A 補助金）
5. ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）
6. 中小企業省力化投資補助事業（中小企業省力化投資補助金）
7. 中小企業新事業進出促進事業（中小企業新事業進出補助金）
8. 事業再構築補助金
9. 中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金
10. 成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業）
11. 省エネ関連支援施策
12. 各種税制

省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金

資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部

省エネルギー課

国庫債務負担行為含め総額 **2,025億円** ※令和6年度補正予算額 300億円

事業の内容

事業目的

本事業は、工場・事業場全体で行う、先進型設備等の導入や、機械設計を伴う設備、事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する設備又は省エネ効果の高い特定の設備の組み合わせ導入、脱炭素につながる電化・燃料転換を伴う設備更新を支援することにより、「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」の達成に寄与することを目的とする。その際、企業の複数年の投資計画に対応する形で支援を実施し、特に中小企業の省エネ投資需要を掘り起こす。

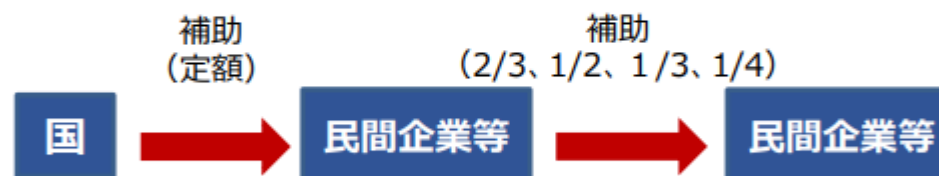
また、工場等における省エネ性能の高い設備・機器への更新を促進することにより、温室効果ガスの排出削減と我が国の産業競争力強化を共に実現する。

事業概要

工場・事業場において実施されるエネルギー消費効率の高い設備への更新等を以下の取組を通じて支援する。

- (1) 工場・事業場型：工場・事業場全体で行う、先進型設備等の導入や、機械設計を伴う設備、事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する設備又は省エネ効果の高い特定の設備の組み合わせ導入を支援
- (2) 電化・脱炭素燃転型：化石燃料から電気への転換や、より低炭素な燃料への転換等、電化や脱炭素目的の燃料転換を伴う設備等の導入を支援
- (3) エネルギー需要最適化型：効果が高いと指定したエネルギーマネジメントシステムを用いて、効果的にエネルギー使用量削減及びエネルギー需要最適化を図る事業を支援

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



- (1) 補助率：中小企業1/2以内、大企業1/3以内（一定の要件を満たす場合には中小企業2/3以内、大企業1/2以内等）
上限額：15億円（非化石転換設備の場合は20億円等）
- (2) 補助率：1/2以内
上限額：3億円（電化の場合は5億円）
- (3) 補助率：中小企業1/2以内、大企業1/3以内
上限額：1億円

成果目標・事業期間

2030年度におけるエネルギー需給の見通しにおける産業部門・業務部門の省エネ対策（2,700万kl程度）中、省エネ設備投資を中心とする対策の実施を促進し、本事業による効果も含めて、省エネ量2,155万klの達成を目指す。

省エネルギー投資促進支援事業費補助金

資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー課

国庫債務負担行為含め総額 **350億円** ※令和6年度補正予算額 300億円

事業の内容

事業目的

本事業は、工場・事業場等の産業・業務部門における省エネ性能の高い設備・機器への更新に係る費用の一部を支援することで、「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」の達成に寄与することを目的とする。

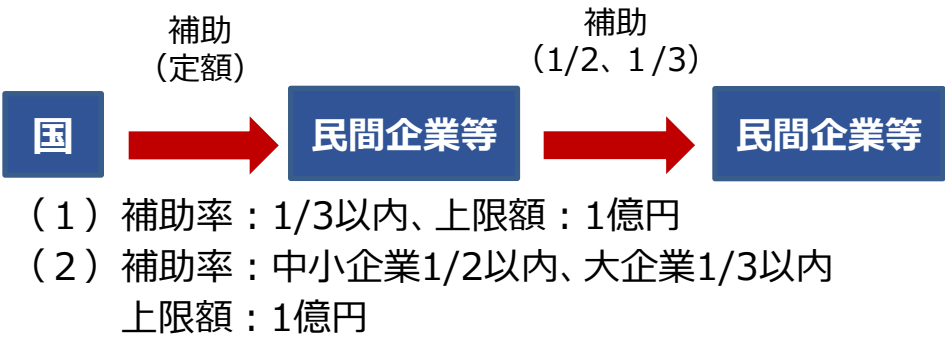
また、設備の納期遅れ等により単年度での事業実施が困難なことを理由に投資を見送る事業者のニーズに対応するべく、複数年度にまたがる設備・機器の導入を可能にし、特に中小企業における更なる投資需要を掘り起こす。

事業概要

工場・事業場において実施されるエネルギー消費効率の高い設備への更新等を以下の取組を通じて支援する。

- (1) 設備単位型：省エネ性能の高いユーティリティ設備、生産設備等への更新を支援。
- (2) エネルギー需要最適化型：効果が高いと指定したエネルギーマネジメントシステムを用いて、効果的にエネルギー使用量削減及びエネルギー需要最適化を図る事業を支援。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標・事業期間

2030年度におけるエネルギー需給の見通しにおける産業部門・業務部門の省エネ対策（2,700万kl程度）中、省エネ設備投資を中心とする対策の実施を促進し、本予算事業による効果も含めて、省エネ量2,155万klの達成を目指す。

- エネルギーコスト高対応と、カーボンニュートラルに向けた対応を同時に進めていくため、**工場全体の省エネ（Ⅰ）、製造プロセスの電化・燃料転換（Ⅱ）、リストから選択する機器への更新（Ⅲ）、エネルギーマネジメントシステムの導入（Ⅳ）**の4つの類型で、企業の投資を後押し。
- **Ⅰ型に中小企業投資促進枠を創設**するなど、GXへの取組の第一歩として省エネを強力に促進する。

（Ⅰ） 工場・ 事業場型

※旧A B類型

- **工場・事業所全体で大幅な省エネを図る**取り組みに対して補助
- 補助率：1/2（中小）1/3（大）等
- 補助上限額：15億円 等
- **※中小企業投資枠等を追加**

【平釜】



【立釜】※複数の釜を連結して排熱再利用



- 従来、平釜を個別に熱して塩を製造していたところ、連結型の立釜に更新。
- 釜の排熱を、他の釜の熱源に再利用できるよう、**事業所全体の設備・設計を見直し**。**3年で37.1%の省エネ**を実現予定。

（Ⅱ） 電化・ 脱炭素 燃転型

- **電化や、より低炭素な燃料への転換を伴う機器**への更新を補助
- 補助率：1/2
- 補助上限額：3億円 等
- **※中小企業のみ工事費を補助対象に追加**

【キューボラ式】※コークスを使用



【誘導加熱式】※電気を使用



（Ⅲ） 設備 単位型

※旧C類型

- **リストから選択する機器**への更新を補助
- 補助率：1/3
- 補助上限額：1億円
- **※省エネ要件を追加**

【業務用給湯器】



【高効率空調】



【産業用モータ】



（Ⅳ） EMS型

- **EMSの導入を補助**
- 補助率：1/2（中小）1/3（大）
- 補助上限額：1億円
- **※省エネ要件を見直し**

【見える化システムによるロス検出】



【AIによる省エネ最適運転】



【参考】前年からの変更点（Ⅰ型：工場・事業場型）

- 工場・事業所全体での、大規模な省エネ投資をより促進するため、省エネ効果の高い特定の設備（指定設備）の組み合わせによる事業所等全体での取組を補助対象に追加。
- また、中小企業においても大規模な省エネ投資を促すため、「中小企業投資促進枠」を創設。

事業区分		（Ⅰ）工場・事業場型 ～生産ラインの更新等、工場・事業所全体で大幅な省エネを図る～		
		先進枠	一般枠	中小企業投資促進枠 変更②
補助対象		先進設備・システム 変更①	オーダーメイド設備 又は指定設備	
省エネ要件		①省エネ率等：30%以上 ②省エネ量等：1,000kl以上 ③エネルギー消費原単位改善率：15%以上	①10%以上 ②700kl以上 ③7%以上	①7%以上 ②500kl以上 ③5%以上 ※指定するフォーマットにより 目標・計画の作成・公表が必要 (目標は一般枠の効果)
投資回収要件		・投資回収年数が5年以上であること		・投資回収年数が 3年 以上であること
補助率	大企業	1 / 2	1 / 3 ※投資回収年数が 7年未満の事業は1 / 4	—
	中小企業	2 / 3	1 / 2 ※投資回収年数が 7年未満の事業は1 / 3	1 / 2 ※投資回収年数が 5年 未満の事業は1 / 3
補助金 限度額	大企業	上限：15億円 (非化石転換の場合は20億円) ※複数年度事業もしくは連携事業の 場合は30億円 (非化石転換の場合は40億円)	上限：15億円 (非化石転換の場合は20億円) ※複数年度事業の場合は20億円 (非化石転換の場合は30億円) ※連携事業の場合は30億円 (非化石転換の場合は40億円)	—
	中小企業			上限：15億円 (非化石転換の場合は20億円) ※複数年度事業の場合は20億円 (非化石転換の場合は30億円) ※連携事業の場合は30億円 (非化石転換の場合は40億円)

※年間のエネルギー使用量が1,500kl以上である事業者（特定事業者等）は、省エネ法に基づく定期報告情報を開示する制度に参加宣言していることを要件とする。

【参考】前年からの変更点（Ⅱ型：電化・脱炭素燃転型）

- 燃料転換のための設備更新について、既存設備と配管の取り回しや設置方法が異なることで工事費用が高額となることを踏まえ、負担増の影響を受けやすい**中小企業について工事費用も補助対象**とする。
- また、**ヒートポンプなどについて、更新前設備との併用を認める**。

事業区分	（Ⅱ）電化・脱炭素燃転型 ～電化・低炭素な燃料への転換を伴う設備等への更新を支援～
補助対象	化石燃料から電気への転換及びより低炭素な燃料への転換等、 電化や脱炭素目的の燃料転換を伴う設備等への更新
補助対象経費	変更 工事費・設備費 （電化の場合は付帯設備も対象） ※工事費は中小企業に限る ※ヒートポンプなど、一部機器について併用を認める （ただし併用する場合であっても、将来的には非化石転換に向けたリプレースを目指すことを求める）
補助率	1 / 2
補助金限度額	上限：3億円 （電化の場合は5億円）

【参考】前年からの変更点（Ⅲ型：設備単位型、Ⅳ型：エネルギー需要最適化型）

- Ⅲ型について、高効率省エネ設備への投資を促進する観点から、**省エネ要件を追加**。
- Ⅳ型について、デジタル技術を活用したエネルギー消費の見える化、最適化に取り組み、GX・DXを加速する事業者を支援する観点から、**従来の要件を見直す**。

事業区分	（Ⅲ）設備単位型 ～指定設備への更新～
補助対象	省エネ効果の高い特定の設備（指定設備）への更新
省エネ要件	変更① ①～③のいずれかの要件を満たすこと ①省エネ率：10%以上 ②省エネ量：1kl以上 ③経費当たり省エネ量：1kl/千万円
補助対象経費	設備費
補助率	1 / 3
補助金限度額	上限：1億円
その他の要件	変更② ・省エネ法に基づく定期報告義務がない事業者（特定事業者等以外の事業者）については、エネルギーの合理化に関する中長期計画を策定すること（指定するフォーマットで作成）

事業区分	（Ⅳ）エネルギー需要最適化型 ～EMSの導入促進～
補助対象	・効果が高いと指定したエネルギーマネジメントシステム（指定EMS）を用いて、効果的にエネルギー使用量削減及びエネルギー需要最適化を図る事業
省エネ要件	変更① ・指定EMSを導入する範囲内において設備又は工程単位のエネルギー消費状況を把握・表示・分析し、運用改善を実施。 ・EMSを活用した省エネの中長期計画を作成、改善による成果の公表（2%改善を目安） ・EMSは、導入事業者自らが制御・運用改善に取り組める機能を具備していること。具備していない場合には、運用改善の提案を出来る事業者との契約（補助対象外）を結ぶこと ※従来の省エネ効果2%の事前確認要件及び投資回収年数要件は設けない
補助対象経費	設計費・工事費・設備費
補助率	大企業 1 / 3 中小企業 1 / 2
補助金限度額	変更② 上限：1億円 下限：30万円（100万円から引き下げ）

※年間のエネルギー使用量が1,500kl以上である事業者（特定事業者等）は、省エネ法に基づく定期報告情報を開示する制度に参加宣言していることを要件とする。

中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費

令和6年度補正予算額 **34億円**

資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー課

事業の内容

事業目的

省エネの専門家が中小企業を訪ね、エネルギー使用の改善をアドバイスする「省エネ診断」への補助を行うことで、エネルギー価格高騰等の影響を受ける中小企業等の省エネの取組を後押しする。

事業概要

省エネの専門家が中小企業等の工場・ビルにおける設備の運転状況やエネルギー使用状況に関するデータを確認して、運用改善や設備投資等を提案するために必要な経費を補助する。

また、中小企業等が相談可能なプラットフォームを地域毎に構築するとともに、相談に係る相談窓口や支援施策などをポータルサイトに公開する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標

省エネ診断等による業務部門における徹底的なエネルギー管理の実施により本予算事業による効果も含めて、令和12年度の省エネ効果239万kLを目指す。

中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費

令和7年度予算案額 **6.1億円（9.9億円）**

資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー課

事業目的・概要

事業目的

中小企業や年間エネルギー使用量が原油換算で1,500kl未満の事業者等を対象とした工場・ビル等のエネルギー利用最適化診断やエネルギー利用最適化診断の実施事例等の情報発信を行う。

事業概要

（１）エネルギー利用最適化診断事業・情報提供事業

中小企業等の工場・ビル等のエネルギー管理状況の診断による運用改善や再エネ導入等提案に係る経費の一部を国が支援する。

（２）地域一体となった省エネ支援の促進及び専門人材拡大に向けた調査分析事業

金融機関や省エネ支援機関による地域の連携枠組みを通じた省エネ支援の後押しや、省エネ診断・アドバイスを行う専門人材を拡大する上での課題や方策について分析を行うための委託調査を実施する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

（１）エネルギー利用最適化診断事業・情報提供事業



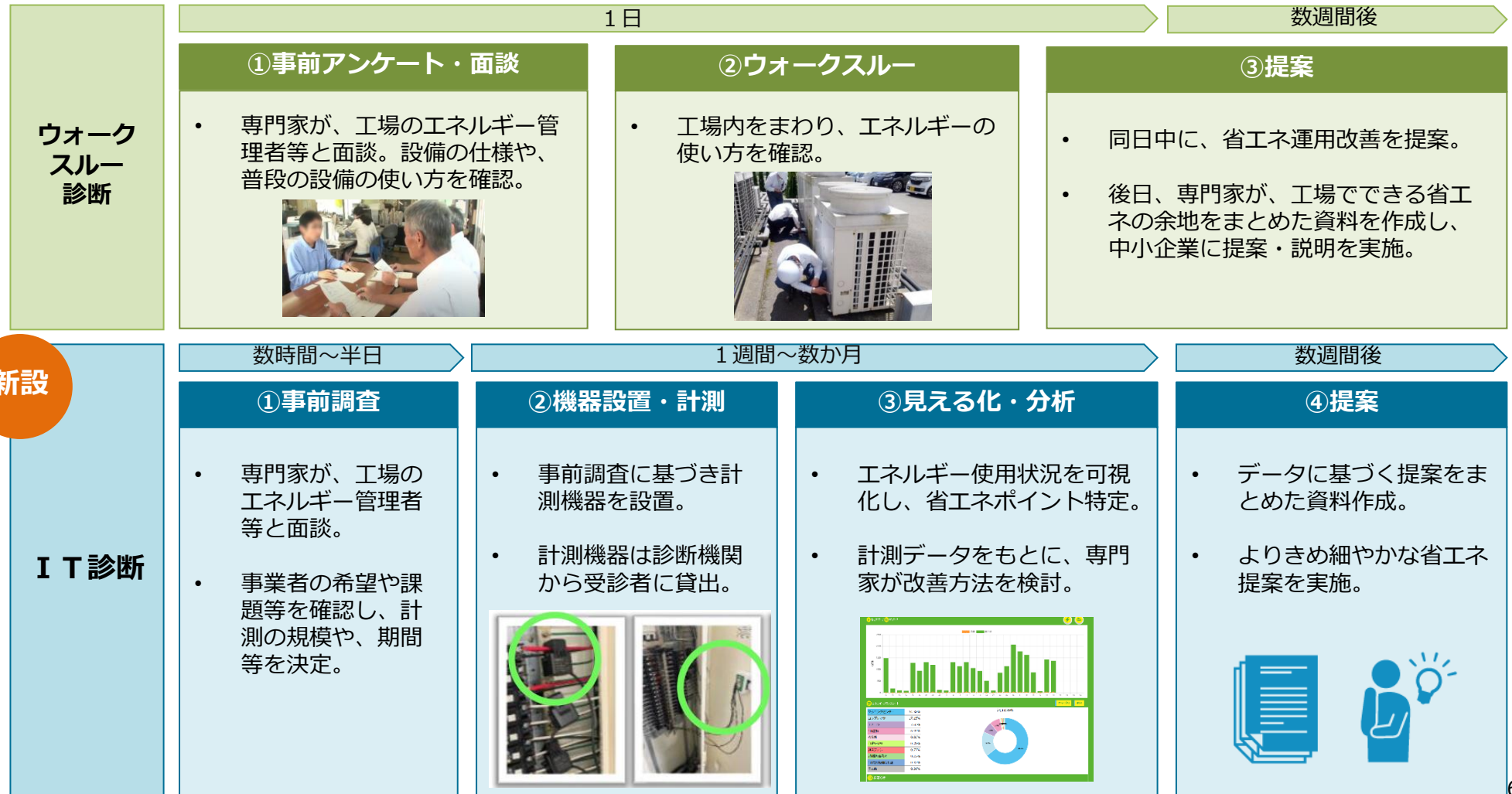
（２）地域一体となった省エネ支援の促進及び専門人材拡大に向けた調査分析事業



成果目標・事業期間

省エネ診断等による業務部門における徹底的なエネルギー管理の実施により本予算事業による効果も含めて、令和12年度の省エネ効果239万klを目指す。

- 「具体的に何をやればよいか分からない」との中小企業の声も多いことから、**専門家による省エネ診断への支援**を強化。
- これまでのウォークスルーを中心とした診断に加えて、**計測機器を用いた設備・プロセスごとのエネルギー使用状況の見える化、分析・提案に対応するメニュー（IT診断）を追加**する。



(参考) 省エネ診断の申請枠組みの詳細

- 今年度より、ウォークスルーによる診断に加えて、診断機関が貸し出すデジタル計測機器で取得したデータを活用した、**きめ細やかな改善提案を行う「IT診断」を追加**。（診断機関は、自身の行う診断内容に応じて登録が可能。）
- また、**診断後、継続的な省エネ支援を希望する場合には、診断機関による伴走支援（設備更新計画の作成等）を受けることが可能**。（ウォークスルー診断・IT診断のいずれとも組み合わせが可能。）

■ 診断の枠組みと、中小企業の負担額のイメージ

類型	ウォークスルー診断		新設 IT診断	+	伴走支援
	工場・事業所	特定設備のみ (旧:クイック診断)	工場・事業所		
概要	- 省エネの専門家が中小企業を訪ね、アドバイスを実施。 工場全体の診断のほか、特定の設備に限った診断も可。		- 設備・プロセスごとのエネルギー使用状況を計測・分析。 - 計測したデータを活用し、よりきめ細やかな省エネ改善を提案		- 診断後、継続的な省エネ支援を希望する場合に受診可能。 - 地域の自治体や金融機関等とも連携し、設備更新計画の作成等を支援。
診断機関	登録診断機関				登録診断機関 (地域での活動要件)
中小企業負担額のイメージ	【工場・事業所】15,000円程度 (注1) 【特定設備のみ】5,500円程度 (注2)		20,000~50,000円程度 ※大規模診断の場合、最大200,000円 (いずれも想定)		支援内容に応じて設定 ※最大47,000円程度

(注1) 年間のエネルギー使用量等に応じて変動。原油換算で年間50kl超300kl以下の場合の金額イメージ。最大(3,000kl)の場合、47,000円程度。

(注2) 1設備の場合の金額イメージ。2設備の場合、11,000円程度。3設備の場合、16,500円程度。

本日ご紹介する支援施策

1. 中小企業成長加速化支援事業（中小企業成長加速化補助金）
2. サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）
3. 小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）
4. 事業承継・M & A 支援事業（事業承継・M & A 補助金）
5. ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）
6. 中小企業省力化投資補助事業（中小企業省力化投資補助金）
7. 中小企業新事業進出促進事業（中小企業新事業進出補助金）
8. 事業再構築補助金
9. 中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金
10. 成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業）
11. 省エネ関連支援施策
12. 各種税制

中小企業経営強化税制の拡充及び延長 (所得税・法人税・法人住民税・事業税)

拡充・延長

- **適用期限を2年間延長。** (令和8年度末(2026年度末)まで)
- 100億企業の創出を促進するための拡充措置として、売上高100億円超の達成に向けたロードマップ作成等を要件に、工場のラインや店舗等の生産性向上に係る設備導入に伴う**建物を対象設備に追加**する。
- 建物を新增設した際、その年度末の**雇用者給与支給総額**が前年度末と比較して**2.5%以上増加した場合、特別償却15%又は税額控除1%、5.0%以上増加した場合、特別償却25%又は税額控除2%を適用する。**
- 現行措置について、**C類型は廃止、A類型及びB類型は指標の見直し**を行う。

改正概要

【適用期限：令和8年度末(2026年度末)まで】

類型	要件	確認者	対象設備	その他要件
生産性向上設備 (A類型)	生産性※が旧モデル比平均1%以上向上する設備 ※ 単位時間当たり生産量、歩留まり率、投入コスト削減率のいずれか	工業会等	機械装置 (160万円以上) 工具 (30万円以上) (A類型の場合、測定工具又は検査工具に限る)	・生産等設備を構成するもの ※事務用器具備品・本店・寄宿舍等に係る建物付属設備、福利厚生施設に係るものは該当しない。 ・国内への投資であること ・中古資産・貸付資産でないこと等
収益力強化設備 (B類型)	投資利益率※が年平均7%以上の投資計画に係る設備 ※ 計算に使う期間は、投資設備中の最長の減価償却期間に合わせる		器具備品 (30万円以上) 建物附属設備 (60万円以上)	
経営資源集約化設備 (D類型)	修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定割合以上の投資計画に係る設備	経済産業局	ソフトウェア (70万円以上) (A類型の場合、設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するものに限る)	
経営規模拡大設備 (B類型の拡充)	● 投資利益率が年平均7%以上 ● 売上高100億円超を目指すロードマップの作成 ● 売上高成長率年平均10%以上を目指す ● 前年度売上高10億円超90億円未満 ● 最低投資額1億円 OR 前年度売上高5%以上 ● 賃上げ率2.5% OR 5.0%以上 等 ※拡充措置の認定を受けた法人は、投資計画の期間中は中小企業投資促進税制と少額減価償却資産の特例の適用不可。		機械装置 (160万円以上) 工具 (30万円以上) 器具備品 (30万円以上) ソフトウェア (70万円以上) 建物及びその附属設備 (1,000万円以上) (生産性向上に資する設備の導入に伴って新增設される建物及びその附属設備に限る) ※税制対象の設備投資総額の上限は、60億円	

※1 発電用の機械装置、建物、建物附属設備については、発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等を除く。また、発電設備等について税制措置を適用する場合は、経営力向上計画の認定申請時に報告書を提出する必要がある。

※2 医療保健業を行う事業者が取得又は製作をする器具備品 (医療機器に限る)、建物、建物附属設備を除く。

※3 ソフトウェアについては、複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどを除く。

※4 コインランドリー業 (主要な事業であるものを除く。) の用に供する資産でその管理のおおむね全部を他の者に委託するもの又は暗号資産マイニング業の用に供する資産を除く。

- 中小企業投資促進税制は、中小企業における設備投資を後押しするため、一定の設備投資を行った場合に、税額控除（7%※）又は特別償却（30%）の適用を認める措置。
※税額控除は資本金3,000万円以下の中小企業者等に限る
- 人手不足や物価高騰が続く中、中小企業の更なる設備投資を促進するため、適用期限を2年間延長する。

改正概要

【適用期限：令和8年度末（2026年度末）まで】

対象者	・ 中小企業者等（資本金額1億円以下の法人、農業協同組合、商店街振興組合等） ・ 従業員数1,000人以下の個人事業主
対象業種	製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、 港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業（料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業については生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る。）、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、 通信業、損害保険代理業及びサービス業（映画業以外の娯楽業を除く）、不動産業、物品賃貸業 ※性風俗関連特殊営業に該当するものは除く
対象設備	・ 機械及び装置【1台160万円以上】
	・ 測定工具及び検査工具【1台120万以上、1台30万円以上かつ複数合計120万円以上】
	・ 一定のソフトウェア【一のソフトウェアが70万円以上、複数合計70万円以上】 ※複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く
	・ 貨物自動車（車両総重量3.5トン以上） ・ 内航船舶（取得価格の75%が対象）

※①中古品、②貸付の用に供する設備、③匿名組合契約等の目的である事業の用に供する設備、④コインランドリー業（主要な事業であるものを除く。）の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものは対象外
※総トン数500トン以上の内航船舶については、船舶の環境への負荷の状況等に係る国土交通省への届出が必要

- 赤字企業を含めた中小企業の前向きな投資を後押しするため、賃上げを行う企業を対象に、赤字黒字を問わず設備投資に伴う負担を軽減する固定資産税の特例措置の適用期限を2年間延長するとともに、賃上げ率に応じて、軽減率を引き上げる。
- 具体的には、賃上げ率を1.5%以上引き上げる方針を表明した場合は、3年間、課税標準を1/2に軽減する。賃上げ率を3%以上引き上げる方針を表明した場合は、5年間、課税標準を1/4に軽減する。

改正概要

【適用期限：令和8年度末(2026年度末)まで】

<全体のスキーム>



特例措置の 対象企業	市町村から先端設備等導入計画の認定を受け、かつ、資本金1億円以下等の税制上の要件を満たす 中小企業		
計画認定 要件	3～5年の計画期間における労働生産性が年平均3%以上向上する等、基本方針や市町村の導入 促進基本計画に沿ったものであること		
対象設備等	設備の種類	最低価額要件	投資利益率要件
	①機械及び装置	160万円以上	投資利益率が年率5%以上の投資計 画に記載された設備 (認定経営革新等支援機関が確認)
	②測定工具及び 検査工具	30万円以上	
	③器具備品	30万円以上	
	④建物附属設備	60万円以上	
特例措置	固定資産税（通常、評価額の1.4%） ・先端設備等導入計画中に1.5%以上の賃上げ表明※に関する記載あり →3年間、課税標準を1／2に軽減 ・先端設備等導入計画中に3%以上の賃上げ表明※に関する記載あり →5年間、課税標準を1／4に軽減 ※雇用者全体の給与が増加することを従業員に表明するもの。		
	適用期限	2年間（令和9年3月31日（2026年度末）までに取得したもの）	

- 地域経済を牽引する企業の成長促進を通じた強靱な産業基盤の構築に向けて、地域経済の実情に応じ、その発展・成長に特に資する分野に対する10億円以上の設備投資について新たな措置（特別償却50%又は税額控除5%）を追加する。
- 適用期限を3年間延長し、令和9年度末(2027年度末)までとする。

改正概要

【適用期限：令和9年度末(2027年度末)まで】※赤字が今回の新設箇所
(下線は今回の主な改正箇所)

対象者	地域経済牽引事業計画*1の承認を受けた者	
機械装置 器具備品	通常枠*2	特別償却35% 又は税額控除4%
	通常枠の要件及び下記①を満たした上で、②、③、④のいずれかを満たす ① 労働生産性の伸び率5%*3以上かつ投資収益率5%以上 ② 創出される付加価値額が1億円以上、かつ、直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上 ③ 創出される付加価値額が3億円以上、かつ、事業を実施する企業の前年度と前々年度の平均付加価値額が50億円以上 ④ <u>創出される付加価値額が1億円以上、かつ、自治体が指定する地域の経済発展・成長に特に資する分野に該当する事業であって、設備投資額が10億円以上であること</u>	特別償却50% 又は税額控除5%
	中堅企業枠	特別償却50% 又は税額控除6%
建物、附属設備、構築物	特別償却20%/税額控除2%	

<地域経済の発展・成長に特に資する分野について>

下記の①～③を満たす産業(※)を自治体が指定

※日本標準産業分類上の中分類ベースで確認・指定(3つまで)

※要件詳細については調整中

① 地域経済への波及効果

自治体におけるその産業の付加価値額の伸び率もしくは、その付加価値額の県内の総付加価値額に占める割合が一定以上であること

② 当該産業の成長性

自治体におけるその産業の売上高or就業者数or給与総額が一定以上伸びていること

③ 自治体の計画性

自治体において関連する産業ビジョンが定められていること

*1 地方自治体が策定し、国が同意した基本計画に基づき策定した事業計画であり、都道府県知事による承認が必要。

*2 サプライチェーン類型について、廃止。

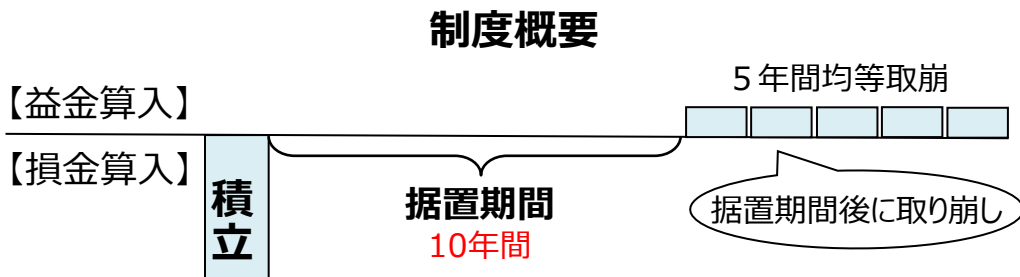
*3 中小企業者については労働生産性の伸び率が4%以上とする。

中堅・中小グループ化税制 (中小企業事業再編投資損失準備金の拡充枠)

- 本税制措置は、M & A実施後の簿外債務リスクや経営統合リスクといった減損リスクに備えるために、準備金を積み立てた場合、**株式取得価額の一定割合の準備金積立額を損金算入できる制度**。
- 過去にM & Aを行ったことがある**成長志向の中堅企業や中小企業が**、特別事業再編計画に基づき実施する株式若しくは持分の取得によるM & Aについては、**株式取得価額の最大100%まで損金算入可能。益金算入開始までの据置期間は10年間**。

【適用期限】令和9年3月31日まで

要件の概要



90% (計画内1回目)
100% (計画内2回目以降)

- ※ 積立率が100%となる、認定計画内2回目以降として扱うM & Aは下記の要件を満たす必要がある。
- ・ 同一の認定計画における2回目以降のM & Aであること (変更認定によるM & Aの追加実施は可能。)
- ・ 認定計画内1回目に本税制の対象である株式又は持分の取得 (法第2条第18項第6号に限る。) を行った後、次に同一の認定計画に基づいて行う株式又は持分の取得 (法第2条第18項第6号に限る。) であること。

- ※ 据置期間は10年だが、以下の場合は、据置期間に関わらず準備金取崩し
- ・ 計画認定取消 (全額)
- ・ 取得株式の売却等 (全額又は相当分)
- ・ 合併による合併法人への株式移転 (全額)
- ・ 株式発行人又は取得法人の解散 (全額)
- ・ 取得株式の帳簿価額減額 (相当分)
- ・ 青色申告書の承認取消 (全額)
- ・ 支払限度額5億円超の表明保証保険契約の締結 (全額)
- ・ その他準備金を取り崩した場合 (相当分)

※産業競争力強化法に基づく特別事業再編計画の認定要件に加え、下記の要件を満たすM & Aが対象。

- ・ 認定事業者が中堅企業の場合、特定中堅企業者の要件を満たすこと。
- ・ 認定事業者がみなし大企業でないこと。
- ・ 売手となる他の事業者が産競法上の中小企業者であること。
- ・ 取得価額1億円以上100億円以下の株式又は持分の取得 (法第2条第18項第6号に限る。) であること。
- ・ 支払限度額5億円超の表明保証保険契約が締結されていないこと。

※なお、中小企業は、中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けた者を対象とする現行準備金税制も活用可能 (ただし、同一のM & Aについて中堅・中小グループ化税制との重複適用不可) 。

(参考) 経済産業税制総合Webページ

<https://www.meti.go.jp/main/zeisei/index.html>



ホーム ▶ 政策について ▶ 予算・税制・財投 ▶ 経済産業税制総合Webページ

経済産業税制総合Webページ

経済産業税制総合Webページ

事業者区分別／トピック別に活用いただける税制についてご案内しています

お知らせ 2024年04月22日 税制総合ページを公開しました。

事業者区分で探す



中堅企業に
活用いただける税制



中小企業に
活用いただける税制



スタートアップに
活用いただける税制



個人（投資家など）の方に
活用いただける税制

トピックで探す



研究開発



賃上げ、人材確保
人への投資



スタートアップ応援



中小企業の設備投資



GX投資



デジタル投資



組織再編



事業承継・M&A



エネルギー関連



国際課税



その他

資源開発に取り組まれた方

▶ 海外投資等損失準備金^⑦

再エネ発電関連の設備投資に取り組まれた方

▶ 再エネ固定資産税制^⑧

(参考) 施策情報Webページ

中小企業施策チラシ一覧 (中小企業庁)



<https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/support.html>

令和7年度概算要求 ・税制改正要望



<https://www.meti.go.jp/main/yosangaisan/fy2025/index.html>

令和6年度補正予算案 の概要



https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2024/hosei/index.html

関東経済産業局 ホームページ



<https://www.kanto.meti.go.jp/index.html>

補助金・助成金情報収集 (J-Net21)



<https://j-net21.smrj.go.jp/snavi/index.html>

各補助金の説明資料・動画一覧

関東経済産業局のウェブサイトにて、経済産業省関連施策（令和6年度補正予算・令和7年度当初予算案等）のうち、中小事業者向けの主な支援策について、**資料及び解説付きの説明動画**をご覧ください。

施策説明資料・動画一覧

経済産業省関連施策（令和6年度補正予算・令和7年度当初予算案等）に関する資料及び説明動画を公開しました

関東経済産業局では、経済産業省関連施策（令和6年度補正予算・令和7年度当初予算案等）のうち、主に中堅・中小事業者の皆様が幅広く御利用いただける支援策について、資料及び解説付きの説明動画を作成しました。

分かりやすく説明していますので、是非御覧ください。

中小企業関連施策資料

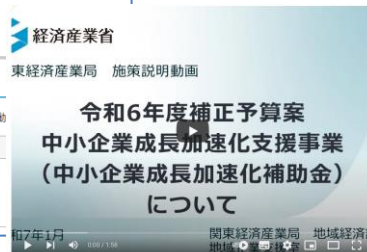
- 令和6年度補正予算・令和7年度当初予算案関連のポイント（中小企業庁のサイトへ）
- 経済産業省Webページ（経済産業省のサイトへ）

施策説明動画一覧

令和6年度補正予算・令和7年度当初予算案等

下記表の（動画）と表記されているリンクはYouTubeサイトの経済産業省管理チャンネル「metichannel」内、該当動

説明施策	事業概要
中小企業成長加速化支援事業（中小企業成長加速化補助金）（動画）	費上げへの貢献、輸出による外需獲得、域内の仕入による地域経済への波及効果が大きい売上高100億円を超える中小企業を目指す企業の大胆な投資を支援します。
資料はこちら（PDF：339KB）	



https://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/movie_index.html



note

メディアプラットフォーム「note」の関東経済産業局公式アカウントにて、**施策情報**や管内のホットな**企業・経営者**などを、**画像やストーリーを交えて発信**しております。ログイン不要でどなたでもどこからでも閲覧可能です。ぜひお読みください！



ねじのように思いをつなげ、形をつくる

14

関東経済産業局
2024年10月18日 15:00

経営者の情熱を発信する「Project CHAIN」第47弾。今回は静岡県浜松市に本社を置く橋本雄子（はしもとらし）株式会社の橋本秀比呂（はしもと・ひでひる）取締役会長にインタビューしました。同社は一般家庭向けにねじの販売及びオ



「協力が会社があって当社の事業が成り立つ」サプライチェーンを意識して防災・減災力の強化に取り組む！

18

関東経済産業局
2023年9月11日 17:30

事業継続力強化計画とは？

「事業継続力強化計画」は、自然災害等による事業活動への影響を軽減することを目的とした中小企業向けの事前対策計画です。

<https://kanto-meti-gov.note.jp/>



ご清聴ありがとうございました

本資料のお問い合わせ先

関東経済産業局 地域振興課 岩田、仲澤、水品、廣瀬

電話 048-600-0272